

平成 29 年度
戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）
提案募集のご案内
[募集要項]

研究開発成果実装支援プログラム



国立研究開発法人科学技術振興機構

社会技術研究開発センター

平成 29 年 4 月

目次

I. 応募要領	1
1. 戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）の概要	1
2. 選考スケジュール	2
3. 応募方法	2
4. 応募要件（研究倫理教育）	3
5. 重複応募について	4
6. 応募の要件等	4
7. お問い合わせ等	7
II. 募集・選考にあたってのプログラム総括の考え方	8
1. 採択の基準	9
2. プログラムの範囲	9
3. 実装支援の対象	9
4. 応募機関	10
III. プログラムの概要	11
1. 実装支援の目的	11
2. 実装支援の対象の満たすべき要件	11
3. 実装活動計画	12
4. 受益者との連携	12
5. プログラムの出口	12
6. 採択予定件数（平成 29 年度）	13
7. 研究費（実装費）	13
8. 実装支援期間	14
9. 報告	14
10. 評価	14
IV. 選考及び採択	16
1. 選考のプロセス	16
2. 選考体制	16
3. 選考にあたっての主な評価項目	16
V. 社会技術研究開発における実装活動の推進方法	19
1. 実施計画	19
2. 実施体制	19
3. 実装拠点	20
4. 委託研究契約	20
5. 実装責任者及び主たる実施者の責務	21
6. 実装機関の責務等	22
7. 実装費	24
8. 海外の機関に所属する方が主たる実施者として参加する場合	25

VI. 応募に際しての注意事項	27
1. 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について.....	27
2. 提案書記載事項等の情報の取り扱い	29
3. 不合理な重複・過度の集中に対する措置.....	29
4. 研究費の不正使用および不正受給に関する措置.....	32
5. 他の競争的資金制度で申請及び参加の制限が行われた研究者に対する措置.....	33
6. 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について.....	33
7. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について.....	34
8. 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について	37
9. 人権の保護及び法令等の遵守への対応について	37
10. 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）	38
11. 公正な研究活動を目指して	40
12. ダイバーシティの推進について	41
13. 若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について.....	42
14. 社会との対話・協働の推進について	42
15. オープンアクセスについて	43
16. 研究者情報の researchmap への登録について.....	43
17. 研究設備・機器の共用促進について	43
18. JST 先端計測分析技術・機器開発プログラムの成果について	45
VII. 提案公募 Q&A.....	46
VIII. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募について	53
1. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募に当たっての注意事項	53
2. e-Rad による応募方法の流れ.....	54
3. 利用可能時間帯、問い合わせ先	55
3.1 e-Rad の操作方法	55
3.2 問い合わせ先	55
3.3 e-Rad の利用可能時間帯	55
4. 具体的な操作方法と注意事項.....	56
4.1 実装機関（研究機関）、実装担当者（研究者）の登録	56
4.2 募集要項及び提案書の様式の取得	56
4.3 提案書の作成	58
4.4 e-Rad への必要項目入力	59
4.5 研究提案の提出	66
IX. 提案書の記載要領	69

I. 応募要領

1. 戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）の概要

国立研究開発法人科学技術振興機構（以下、JST という）社会技術研究開発センター（以下、RISTEX という）は、社会の具体的な問題の解決を通して、新たな社会的・公共的価値の創出を目指します。社会問題の解決に取り組む関与者と実施者が協働するためのネットワークを構築し、競争的環境下で自然科学と人文・社会科学の知識を活用した研究開発を推進して、現実社会の具体的な問題解決に資する成果を得るとともに、得られた成果の社会への活用・展開を図ります。

戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）（以下、本事業という）は、RISTEX において社会の問題解決に重要と考えられる研究開発領域（またはプログラム。以下、領域等という）を設定して提案を募集し、選定された研究開発プロジェクト（以下、プロジェクトという）を推進するものです。

領域等のマネジメントは、領域アドバイザー（またはプログラムアドバイザー）の協力を得て、領域総括（またはプログラム総括）が行います。研究代表者（または実装責任者）及び研究開発実施者（または実装担当者）は、領域総括のマネジメントのもと、自ら所属する機関等において研究開発を推進します。

○領域総括（プログラム総括）

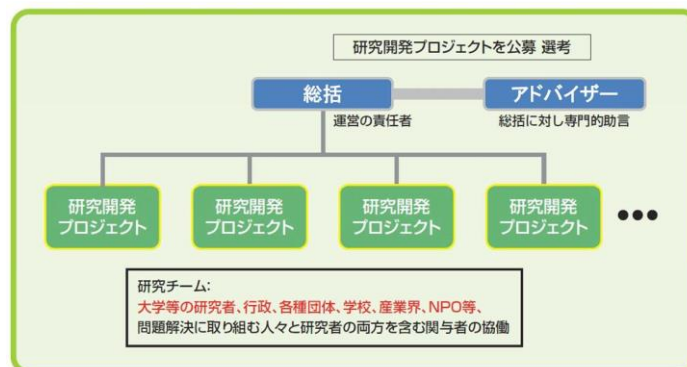
国または RISTEX が定める領域目標の達成に資する領域等の運営責任者として、領域等をマネジメントする者。多分野の関与者の参画により研究開発（実装活動）が効率に行われるよう適切かつ柔軟な領域等の運営を行う。そのために必要なネットワーク形成を行うとともに、研究開発プロジェクト（実装活動プロジェクト）の選考から研究開発計画の承認、サイトビジット等による進捗把握や助言、事後評価等を行う。また領域等で得られた成果やその活用状況を社会に向けて情報を発信する。

○領域アドバイザー（プログラムアドバイザー）

専門的な立場から領域総括に適切な助言を行う者。

○研究代表者（実装責任者）

研究開発プロジェクトを代表し、プロジェクト全体の責任者。研究開発推進上のマネジメントや成果、プロジェクト全体の研究開発費の管理を実施機関とともに適切に行う。



2. 選考スケジュール

選考の主なスケジュールは、以下のとおりです。下線を付した日付は確定していますが、他の日程は今後変更となることもあります。

募集開始	4月14日（金）正午
募集説明会	4月26日（水）（東京：JST 東京本部） 5月11日（木）（京都：メルパルク京都）
提案書受付期限（※）	<u>6月8日（木）正午（厳守）</u>
書類選考期間	6～8月
書類選考の結果通知	面接選考会の1週間前までに連絡（予定）
面接選考会	8月23日（水）
面談（採択条件の説明）	9月7日（木）
選考結果の通知・発表	9月中(予定)
研究開発の開始	10月（予定）

※ 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）での受付期限日時です。応募方法については下記を参照してください。

3. 応募方法

提案は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）により行っていただきます。
紙媒体、郵送、宅配便及び電子メールによる応募受け付けはできません。

(1) 実装機関及び実装責任者の情報の登録

提案者は、e-RadのログインID、パスワードを取得している必要があります。（提案者：実装責任者（研究代表者）のみで構いません）。

新たにe-RadのログインID、パスワードを取得する場合、事前に提案者が所属する機関が、以下の登録を行う必要があります。

- ① 機関が未登録の場合は、先ず機関を「研究機関」として登録
- ② 提案者を「研究者情報」に登録

なお、応募時に国内の特定の機関に所属していない場合は、提案者本人が②のみ登録してください。（ただし、採択後には国内の機関に所属する予定であることが前提です）。

登録方法の詳細は、「Ⅷ. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募について」（53～68ページ）及びe-Radポータルサイトを参照してください。

登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きを行ってください。

なお、一度登録が完了すれば、他府省等で実施する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他府省等で実施する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。これまで競争的資金に応募または助成を受けたことがない機関及び提案者の方（特定非営利活動法人、行政機関、民間企業等の機関及びその所属の方）は特にご注意ください。

(2) 提案書の作成

e-Rad ポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>) または RISTEX の提案募集ホームページ (http://ristex.jst.go.jp/proposal/current/proposal_2017.html) から提案書様式をダウンロードし、本募集要項をよくお読みいただいた上で、「IX. 提案書の記載要領」(69～80 ページ) の説明を参考に記入してください。

専門的になりすぎず平易な表現で、できるだけ客観的な記述を心がけてください。

領域等によって募集要項、提案書の様式が異なりますので、ご注意ください。

(3) 提案書の提出

「戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）」への応募は、提案者ご自身から直接応募していただきます。必要事項を記載した提案書をe-Radへアップロードしてください。

アップロードの具体的な方法については、「VIII. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募について」(53～68ページ)を参照してください。

4. 応募要件（研究倫理教育）

応募時に研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが必須です！！

修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください。応募時は実装責任者（研究代表者）のみで構いません。詳しくは、27～28 ページ（Q&A の46～48 ページ）をお読みください。

5. 重複応募について

1人の方が実装責任者（研究代表者）として応募できる提案は、1件のみです。

6. 応募の要件等

今年度は、次の2名の連名で提案していただきます。

『自らの研究開発成果の実証を行う者の代表』

『社会の問題に取り組む当事者の代表』

『自らの研究開発成果の実証を行う者の代表』は、自らの研究開発成果を社会の問題の解決のために実際に役立てたい、そのための実証を行いたい、という意志をもつ研究者等の代表です。

『社会の問題に取り組む当事者の代表』は、社会の問題に直面し、研究者と協力して問題を解決することを希望する団体の代表です。

実装責任者はプロジェクト全体の責任者です。実装責任者となる方が府省共通研究開発管理システム（e-Rad）により提案してください（応募方法は53～68ページを参照してください）。

他者を共同実施者と呼びます。実装責任者と共同実施者の二人が中心となってプロジェクトを推進していただきます。

研究者が実装責任者となる次の組み合わせが多くみられます。

実装責任者	自らの研究開発成果の実証を行う者の代表
共同実施者	社会の問題に取り組む当事者の代表

一方で、社会の問題に直面する当事者が実装責任者となる次の組み合わせも想定します。

実装責任者	社会の問題に取り組む当事者の代表
共同実施者	自らの研究開発成果の実証を行う者の代表

共同実施者は、主たる実施者（実装担当のうち、実装責任者と異なる機関に所属する実装担当者を代表する方を指します）としてプロジェクトに参加します。ただし、共同実施者の所属機関がJSTからの実装費を必要としない場合は、実装責任者の所属機関と適切に契約を締結する等によりプロジェクトに参加することも可能です。なお、実装責任者と共同実施者を一人で兼務することは可能ですが、性格が異なる両者の役割を十分に遂行できることが重要です。「VII. 提案公募Q&A」（48ページ）もご覧ください。

応募の要件は以下のとおりです。応募要件に関して、以下のことを予めご承知おきください。

- ※ 採択までに応募要件を満たさないことが判明した場合、原則として、提案書の不受理、ないし不採択とします。
- ※ 応募要件は、採択された場合、当該プロジェクトの全実装期間中、維持される必要があります。実装期間の途中で要件が満たされなくなった場合、原則として本実装活動プロジェクトの全体ないし一部を中止(早期終了)します。

(1) 提案者（実装責任者および共同実施者）の要件

- a. 実装担当者（数名～20名程度）を統括し、構想を実現するためにリーダーシップを持って自らプロジェクトを推進すること。
- b. 実装責任者および共同実施者となる提案者自らが、国内の機関に所属して当該機関においてプロジェクトを実施する体制を取ること¹。

なお、以下のいずれかの方も、提案者として応募できます。

- ・国内の機関に所属する外国籍の方。
- ・現在、特定の機関に所属していない、もしくは海外の研究機関に所属している方で、採択された場合、日本国内の研究機関に所属して当該機関においてプロジェクトを実施する体制を取ることが可能な方。
- ・現在海外に在住している日本人であって、採択された場合、自らが国内の機関に所属して当該機関においてプロジェクトを実施する体制を取ることが可能な方。

※民間企業等の大学等以外の研究機関に所属されている方も対象となります。

※不適正経理及び研究活動における不正行為にかかる申請資格の制限等に抵触していないこと。

- c. プロジェクトの全実装期間を通じ、責任者としてプロジェクト全体に責務を負えること。詳しくは、「V. 5. 実装責任者及び主たる実施者の責務」（21～22 ページ）を参照してください。例えば、プロジェクトの実装期間中、日本国内に居住し、海外出張その他の理由により、長期にわたってその責任を果たせなくなる等の事情が無いこと。
- d. 所属機関において研究倫理教育に関するプログラムを予め修了していること。または、JST が提供する教育プログラムを提案締切までに修了していること。
- e. 応募にあたって、以下の4点を誓約できること。
 - ・「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）の内容を理解し、遵守すること。
 - ・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年2月18日改正）の内容を理解し、遵守すること。
 - ・提案が採択された場合、実装責任者（研究代表者）及び実装担当者（研究開発実

¹ 「国内の機関」とは、国内に法人格を持つ大学、国立研究開発法人、特定非営利活動法人、公益法人、企業、地方自治体等を指します。ただし、所定の要件等を満たしている必要があります。詳しくは、「V. 6. 実装機関の責務等」（22～24 ページ）を参照してください。

施者)は、実装活動(研究活動)の不正行為(捏造、改ざん及び盗用)並びに実装費(研究費)の不正使用を行わないこと。

- ・本提案書に記載している過去の研究成果において、研究活動の不正行為は行われていないこと。

※ e-Rad の応募情報入力画面で、確認をしていただきます。

(2) 実装機関の要件

実装機関は、実装活動を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分確認し、関係する国の法令等を遵守するとともに、実装活動を効率的に実施するよう努めなければなりません。「V. 6. 実装機関の責務等」(22～24 ページ)に掲げられた責務が果たせない機関における実装活動の実施は認められませんので、応募に際しては、実装活動の実施を予定している実装機関の事前承諾を確実に得てください。

各実装機関に対して、プロジェクトの採択に先立ち、また、委託研究契約締結前及び契約期間中に事務管理体制、財務状況等についての調査・確認を行うことがあります。その結果、委託研究費の適切な執行管理のために必要と認められた機関については、JST が指定する委託方法に従っていただくこととなる他、契約を見合わせる場合や契約期間中であっても、実装費の縮減や研究停止、契約期間の短縮、契約解除等の措置を行うことがあります。

契約が締結できない場合には、当該実装機関では実装活動を実施できないことがあり、その際には実施体制の見直し等をしていただくこととなります。

7. お問い合わせ等

(1) 募集要項の掲載・提案書の提出先等

募集要項 及び最新情報	社会技術研究開発センター 提案募集ホームページ http://ristex.jst.go.jp/proposal/current/proposal_2017.html
募集要項 及び提案書の提出	府省共通研究開発管理システム (e-Rad) ホームページ http://www.e-rad.go.jp/

(2) お問い合わせ

募集内容について 制度・事業、提出書類の作成・提出に関する手続き等	国立研究開発法人科学技術振興機構 社会技術研究開発センター 企画運営室 募集担当 〒102-8666 東京都千代田区四番町 5-3 サイエンスプラザ 4 階 E-mail : boshu@jst.go.jp Tel. 03-5214-0133 Fax. 03-5214-0140 (電話受付 : 10:00~12:00・13:00~17:00/土日祝除く) 原則として電子メールでお願いいたします
府省共通研究開発管理システム (e-Rad) について 実装機関・実装担当者の登録、e-Radの操作方法等	e-Rad ヘルプデスク Tel. 0570-066-877 (ナビダイヤル) (9:00~18:00/土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く) [直通はナビダイヤルをご利用になれない場合に限る] 03-6631-9595 (直通)

※採否を含む審査状況に関する問い合わせには一切回答できません。

※提案書受付期限日 (提案締切日) は非常に混み合います。余裕を持ってお問い合わせください。

Ⅱ. 募集・選考にあたってのプログラム総括の考え方

プログラム総括： 富浦 梓 元東京工業大学監事

研究開発成果実装支援プログラム（以下、本プログラムという）は社会技術研究開発センターに固有のプログラムです。研究の成果が実用化され定着するまでには研究・開発・実証・普及の4段階があります。産業のための研究開発では成果による便益があると考えられれば、個別の企業がリスクを負担して研究から普及までのすべての段階を一貫して実行します。一方、社会のための研究開発は実現すれば極めて効果的であると思われるものであっても、研究開発の段階に留まっています。その理由は研究開発の成果が社会に便益をもたらすか否かを実証するリスクを誰が負担するかが不明確だからです。そのため研究開発の成果は実用化されることなく知の倉庫で眠り続け、いつしか忘れ去られてしまうものが少なくないのです。実証・普及は受益者の負担であるという考えから一歩踏み出し、実証段階を支援することによって研究開発から実用化までをシームレスにつなぎ、研究開発の成果をできるだけ早く社会に届ける装置として考え出されたものが本プログラムです。

本プログラムが発足して10年が経過しましたが、すでに終了した39件は自立的に普及の段階に入っています。そのうちの2件は東日本大震災で大きな効果を発揮し、メディアでも取り上げられました。また、東日本大震災発生直後に震災対応緊急プログラムの公募を行い、公募期間が2週間という短期間であったにもかかわらず、120件を超える応募がありました。採択された6件はいずれも実効を発揮し、これもメディアに大きく報道されています。これらの事例が示すように、プログラムのプロジェクト選択は適切であり、実装支援によって社会問題の解決が迅速かつ的確に行われており、実装の成果が社会の人々によって評価されていることが明らかになってきました。

一方では、東日本大震災によって本プログラムは単に社会技術研究開発成果の実証にとどまらず、人や社会の行動規範や制度設計の指針を提示するところまで踏み込む必要があるという教訓を得ました。たとえば、平成19年度採択の「津波災害総合シナリオ・シミュレーターを活用した津波防災啓発活動の全国拠点整備プロジェクト」は釜石で顕著な効果を発揮しましたが、さらに、プロジェクトメンバーの協力のもとに全国的な防災・減災活動、たとえば、小中学校における安全教育や自治体における安全対策の見直し、が展開されつつあります。また、平成21年度採択の「震災後の建物被害調査と再建支援を統合したシステムの自治体への実装プロジェクト」では被害に適応した建物被害認定調査票が内閣府津波調査票として公式に採用、公開され、さらに、各自治体間の被害程度判定のばらつき防止を目的とした建物被害認定研修が検討されています。これらの例でお分かりの通り、実装活動にあたってはこのような制度設計につなぐ意識を持つことが望まれます。

以上のような経験をとおして私たちは社会技術研究開発の成果が実証され、定着し、普及するためには現場をよく知る人の協力が不可欠であることを学びました。社会技術研究開発を成功に導くには研究開発の知と臨床の知が一体化しなければならないのです。今年

度、実装責任者に加えて共同実施者を明らかにするようお願いした理由は、まさに、ここにあります。

本プログラムに応募されるにあたって留意していただきたい事項があります。この留意事項を基準に選考が行われますのでご注意くださいと思います。

1. 採択の基準

- (1) 将来にわたり社会的に解決が望まれており、解決されればインパクトが大きい課題であること。
- (2) 国等（公的研究開発資金）による研究開発成果で、研究開発が終了段階に達していること。
- (3) 明確な実装活動計画（何を目的として、どこで、どのような方法で、いつまでに達成するか）を持っていること。
- (4) 受益者・受益団体が実証を希望し協力の意思があること。
- (5) 『社会の問題に取り組む当事者の代表』が研究開発成果の実証を希望し、中心となってプロジェクトを推進し、プロジェクトの終了後に定着・普及活動の担い手となる意思があること。
- (6) 多様な研究協力者を必要に応じて受け入れる柔軟な組織体制であること。
- (7) 人や社会の行動規範の提示や公的制度設計への展開が意識されていること。
- (8) 研究資金を管理する能力を持っていること。

2. プログラムの範囲

本プログラムの対象範囲は、研究開発成果の実証段階にあり、この支援を得ることによって全国規模で普及する可能性があるものとします。実証の対象地域や受益者が具体的かつ限定的であることは妨げませんが、「津波防災」や「震災による建物被害」のプロジェクトのように、特定の地域での成功によって、多くの人々や団体へと普及する糸口を示すことが求められます。

3. 実装支援の対象

本プログラムでは、多くの人々が解決を望む社会の問題の解決に向けて、研究開発成果の実装に取り組む活動を支援します。

対象とする領域として、

- ・人口減少と高齢化がさらに進行することによって生ずる課題、
- ・環境・エネルギー・資源や食料などに関わる課題、
- ・都市や地方の創生にかかわる課題、
- ・国民の安全・安心に関わる諸課題（災害の復旧・復興を含む）、
- ・社会的弱者の支援、健全なこども・青少年の育成に関わる課題、

などを重視することとします。また、複数の研究開発成果の統合・融合によって見出される新たな課題、ならびに、個別研究開発成果のシナジー効果の創発によって生ずる新たな課題に対する取り組みも対象といたします。

4. 応募機関

実装支援を受けることができるのは国内の機関のみで、民間企業、各種団体、NPO、大学、研究機関など主体を問いません。「V.8. 海外の機関に所属する方が主たる実施者として参加する場合」(25～26 ページ) もご覧ください。

留意事項は以上の通りです。多数の応募を期待しています。

Ⅲ. プログラムの概要

1. 実装支援の目的

研究開発活動により得られた成果が、社会における問題を解決するまでには長い時間が必要とされ、場合によってはその間に活動が失速してしまうことがあります。本プログラムは図 1 に示すように研究開発成果を実証して人や社会の信頼性を得るための活動を一定期間支援することによって社会問題解決の短縮を図ることを目的としています。なお、本プログラムは研究・開発の段階を対象としておりませんので、応募時点で少なくとも研究・開発が終了段階に到達していることを確認してください。

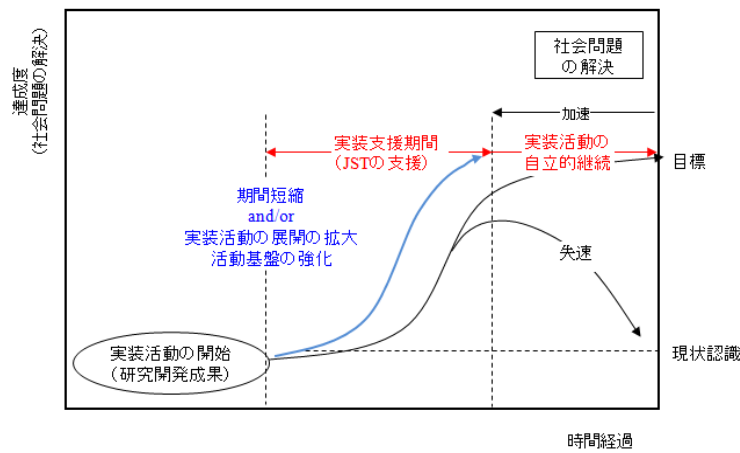


図 1 実装支援の概念図

2. 実装支援の対象の満たすべき要件

現実の社会問題を解決するための取り組み（研究開発成果の社会実装）そのものが支援の対象です。また、実装活動の基となる研究開発成果があること（研究開発が終了段階に達していること）が必須要件となります。

図 2 で示すように、現実の社会問題を解決するために国等の公的研究開発資金により実施して得られた研究開発成果を適用して、具体的な社会問題を解決する活動そのものが支援の対象となります。

現実の社会問題を解決するための研究開発の成果には、フィージビリティスタディ (FS) を経て、その効果をプロトタイプとして示すことや、ソフトウェアを開発することも含まれます。従って、FS や研究開発そのものは実装支援の対象とはなりません。また、最終的に社会問題の解決に寄与する活動であっても、ソフトウェアや機器類の商品化、企業化のみを追求する活動は、本プログラムの支援対象ではありませんのでご注意ください。

具体的には、JST は実装活動に必要な経費（実装費）を、実装活動を実施する組織（実装組織）に支払い実装活動を支援します。応募に際して実装責任者は、実装組織の長もしくは実装組織が所属する機関の了解を得てください。

なお、実装組織は、提案にあたって新たに組織化しても構いません。ただし、選考に際し

では、プロジェクトの終了後も社会の問題解決が必要とされる期間、実装活動を継続できる組織体制を有していることが考慮されます。

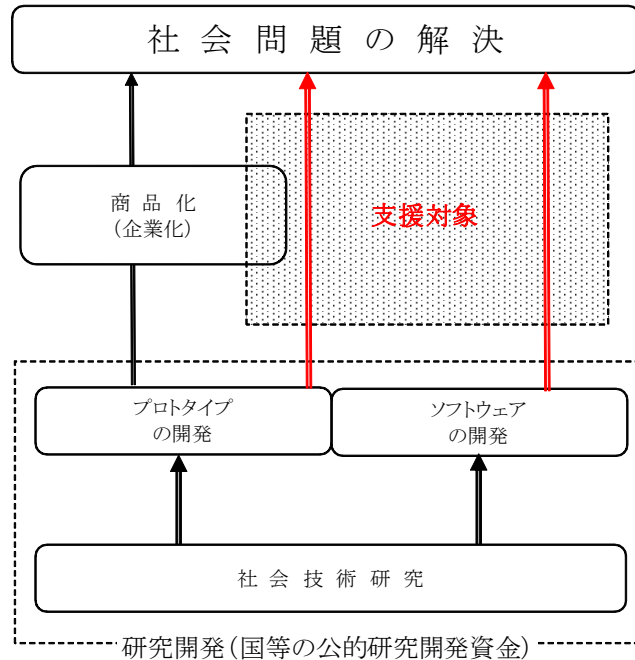


図2 実装支援の対象

3. 実装活動計画

社会技術研究開発は社会における問題を解決するためのイノベーションを行うことが目的であり、具体的な地域・コミュニティを対象としていますので、本プログラムは地域の人々との共同作業が不可欠です。そのため、何が目的で、誰が受益者であり、どのような方法で目的を達成し、どのような効果をいつまでももたらすかについて合意が形成されていなければなりません。

4. 受益者との連携

実装活動は大学や研究機関のような特定領域の専門家集団による活動ではなく、他分野の研究者、現場を熟知した人、受益者、行政の関係者など多様な人々との協力を得ながら進めなければなりません。これらの人々を臨機応変に受け入れる柔軟さと組織体制が必要です。実装活動の開始時点から協力者をメンバーに加えておく必要があります。

5. プログラムの出口

本プログラムは実証段階を支援するものであり、普及段階を対象としておりません。共同実施者がプロジェクト終了時点での成果の受け手となることを想定し、自立的な活動を

継続できる体制や普及への足掛かりが出来上がってなければなりません。

プロジェクト終了後の具体的な例を示してみましょう。

平成 21 年度採択の「家庭内児童虐待防止にむけたヒューマンサービスの社会実装」では、日本の虐待・DV に即した援助理論モデルを構築し公的機関である児童相談所に実装しました。平成 21 年度採択の「英虞湾の環境再生へ向けた住民参加型の干潟再生体制の構築」では、最終年度には活動主体が英虞湾自然再生協議会に引き継がれ、地元住民主導の取り組みが継続されることになっており、そのための教育もプログラムに含まれています。

平成 22 年度採択の「WEB を活用した園児総合支援システム」では、それぞれの保育園・幼稚園における活動ノウハウを標準化し、iPad を用いて誰でも利用できるシステムとして支援終了後も自立的に活動が継続できる仕組みを構築しました。

平成 23 年度採択の「肢体不自由者のための自動車運転支援システムの社会実装」では、身体障害者用自動車運転装置の開発・製造で実績を持つニッシン自動車工業と、多くの方々に継続的にこのシステムを利用してもらえることを目指し、実装活動を展開しました。

このように実装活動の出口を明確にすることによって研究開発成果の水平展開が容易になることが期待されます。

なお、応募にあたっては「Ⅱ. 募集・選考にあたってのプログラム総括の考え方」で説明しました留意事項に十分配慮いただきます。

6. 採択予定件数（平成 29 年度）

4～8 件程度

- ・ 提案書に基づく一次（書類）選考とその合格者に対する二次（面接）選考において、提案内容、実装活動計画（実装費を含む）等を総合的に判断して採択を決定します。

7. 研究費（実装費）

◇予算規模 実装費（直接経費）： 1 課題 5 百万円～10 百万円／年（12 ヶ月）

- ・ ただし、平成 29 年度に関しては、活動期間が 6 ヶ月となりますので、実装費（直接経費）は、2.5 百万円から 5 百万円以内を目処としてください。
- ・ 実装費（直接経費）と間接経費の使途は、「V. 7. 実装費」、(24～25 ページ)、Q&A の 49～51 ページをご参照ください。
- ・ 採択後、配分される実装費の決定にあたっては、プログラム総括及びプログラムアドバイザーによるプロジェクトの進捗状況の把握等のマネジメントにより調整させていただくことがあります。
- ・ JST は、実装責任者をはじめとする実装活動を行う者を直接雇用する訳ではありません。
- ・ 実装活動を行うために、機関所属の職員に加えて、実装活動を行う非常勤職員等を雇用するための人件費は直接経費からの支出が可能です（実装責任者及び主たる実施

者（実装担当者のうち、実装責任者と異なる機関に所属する実装担当者を代表する者）の
人件費は支出不可）。

8. 実装支援期間

◇プロジェクトの期間：1年以上～3年以内

- ・ 実装活動開始 平成 29 年 10 月 1 日 ～
- ・ 平成 29 年度に採択・実装支援される実装活動は、最短で平成 30 年 9 月末、最長で 3 年後の平成 32 年 9 月末に終了することとなります。
- ・ 実装活動の対象、その背景（社会的ニーズ等）、目標（期待される成果等）、計画（JST による実装支援の位置づけ等）、手段（研究開発成果等）等、提案の内容に基づいて、期間を決めさせていただきます。
- ・ 図 1 実装支援の概念図の様に応募時点での実装活動のステージは不問です。例えば、実装活動としてスタート、成長、安定化の時期等、その蓋然性・必要性に応じて支援します。ただし、支援期間の終了時点では、JST からの支援なしに実装活動が自立的に継続されている状態を実現していることが求められます。

なお、プロジェクトの進捗や実績に応じて、実装支援期間を変更（実装支援の中止を含む）する場合があります。例えば、実装活動の継続が困難になった場合、もしくは、当初の計画よりも早期に実装活動の自立的運営が可能になり、JST からの支援が必要でなくなった場合等が想定されます。

9. 報告

書面による報告は、各年度及び終了報告を基本とします。ただし、必要に応じて別途の報告、現地調査をお願いすることがあります。また、「V. 社会技術研究開発における実装活動の推進方法」（19～26 ページ）にもありますように、年度報告は次年度計画の承認にも係りますのでご注意ください。

なお、プロジェクトの進捗状況に応じて、例えば、実装活動の継続が困難になった場合、もしくは当初の実装活動計画よりも早期に実装活動の自立的運営が可能になり JST からの支援が必要でなくなった場合等には、プログラム総括及びプログラムアドバイザーによるマネジメントによって、実装活動計画の修正や実装支援期間の変更（実装支援の中止を含む）をお願いする場合があります。

10. 評価

原則として、終了報告書に基づく事後評価を行います。また、一定期間を経た後に追跡調査を行います。

評価は、「IV. 3. 選考にあたっての主な評価項目」（16～18 ページ）と対をなすもので、表 1 「選考と評価の基準」に示す各々のポイントを提案書作成の段階で、予め考慮して応

募してください。目標は達成されたか、実装活動計画は妥当であったか、社会問題は解決に近づいたか等、原則として提出された報告書に基づき、プログラム総括及びプログラムアドバイザーが総合的に行います。

IV. 選考及び採択

1. 選考のプロセス

選考は、提案書に基づく書類選考とその合格者に対する面接選考を行い、「Ⅱ. 募集・選考にあたってのプログラム総括の考え方」、「Ⅲ. プログラムの概要」、「Ⅳ.3.選考にあたっての主な評価項目」等を基に総合的に判断します。

- (1) 書類選考の結果、面接選考の対象となった実装責任者には、その旨を書面で通知するとともに、面接選考の要領、日程、追加で提出を求める資料等についてお知らせします。面接選考では、実装責任者及び共同実施者の両者に自らプロジェクトの構想を説明していただきます。
- (2) 書類選考、面接選考の結果については、採否にかかわらず、その都度、実装責任者に通知します。
- (3) 選考スケジュールは「Ⅰ.2.選考スケジュール」を参照してください。日程の詳細、変更等については、RISTEX の提案募集ホームページにて随時お知らせします。

2. 選考体制

選考は、プログラム総括がプログラムアドバイザー等の協力を得て行います。その結果に基づいて、JST は実装責任者及びそのプロジェクトを選定します。また、必要に応じて外部レビュアーの協力を得ることがあります。

公正で透明な選考を行う観点から、JST の規定に基づき、下記に示す利害関係者は評価に加わらないようにしています。

- a. 提案者と親族関係にある者
- b. 提案者と大学、国研等の研究機関において同一の学科、研究室等又は同一の企業に所属している者
- c. 提案者と緊密な共同研究を行う者
(例えば、共同研究事業の遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは提案するプロジェクトの研究分担者等、提案者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)
- d. 提案者と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者
- e. 提案者のプロジェクトと直接的な競争関係にある者
- f. その他 JST が利害関係者と判断した場合

3. 選考にあたっての主な評価項目

本プログラムの「Ⅱ. 募集・選考にあたってのプログラム総括の考え方」、「Ⅲ. プログラムの概要」等に合致する内容であり、現実の社会問題を解決するために研究開発成果を社会に実装する段階にあることが前提です。表1の選考基準により総合的に判断しますが、単に社会技術におけるニーズとシーズをマッチングさせることに留まらず、結果として、

誰が、どのようなメリットを受けるのかが審査のポイントとなります。

	目的		方法			効果
	対象	背景	手段	計画		目標
項目	実装課題	社会的背景 実装活動の背景	研究開発成果	実装計画 資金計画	組織体制	最終目標 支援期間の目標
選考	* 解決すべき課題は明確か？ * 社会的ニーズの有無	* 社会的ニーズの背景分析 * 実装活動の背景分析（人・物・資金）	* 成果の明確化 * 実装活動との関係	* 実装責任者、共同実施者は十分な経験や熱意、責任感を持っているか？ * 実装活動としてPDCAが考慮されているか？ * リスクヘッジが取られているか？	* 実装活動に適した組織体制か？ * 要件（実装責任者、共同実施者、事務責任者）は満たしているか？ * 支援期間終了後も継続できる体制か？	* 誰がメリットを受けるのか？ * どのような成果が期待されるか？ * 支援期間と最終目標の関係が明確か？
事後評価	(成果として) * 社会課題は解決に近づいたか？			* 方法論として妥当であったか？		* 目標に対する達成率（質的・量的）

表1 選考と評価の基準

- (1) 提案された内容（課題、目標、実装活動計画等）は本プログラムの趣旨に合致していること
- (2) 解決すべき具体的な社会の問題が明確化されており、実装の対象としてメリットを受ける人々が特定され、その効果が明確化されていること
- (3) 実装活動の社会的背景と実装組織の現状が的確に分析されていること
- (4) 実装活動の最終的な目標（社会問題の解決）と実装支援を受ける期間中の目標が明確で、論理的に位置づけられていること
- (5) 実装支援を受ける期間の目標の達成に向けて、リスクヘッジ、マイルストーン等を考慮した実装活動計画が立案されていること
- (6) プロジェクト終了後も『社会の問題に取り組む当事者の代表』が実装活動を継続できる実装活動計画・体制になっていること
- (7) 実装費の使途として、適切な資金計画が考慮されていること
- (8) 現実の社会問題を解決するための国等（公的研究開発資金）による研究開発成果が、実装の具体的な手段として適切で、実装活動に移行できる段階にあること
- (9) 実装活動を行う適切な組織体制（実装責任者と共同実施者との連携を含む）が整備されていること
- (10) 実装責任者が提案する実装活動を推進する上で十分な経験または熱意を持っており、責任をもって実装活動を遂行できること

なお、これまでに採択されたプロジェクトを下記の URL に公開していますので、ご参照ください。

<http://ristex.jst.go.jp/implementation/development/>

※提案書の各様式に不備がある場合には、審査対象とならない可能性があります。

※研究開発費の「不合理な重複」ないし「過度の集中」にあたるかどうかも選考の要素となります。詳しくは、「VI. 3. 不合理な重複・過度の集中に対する措置」を参照してください。

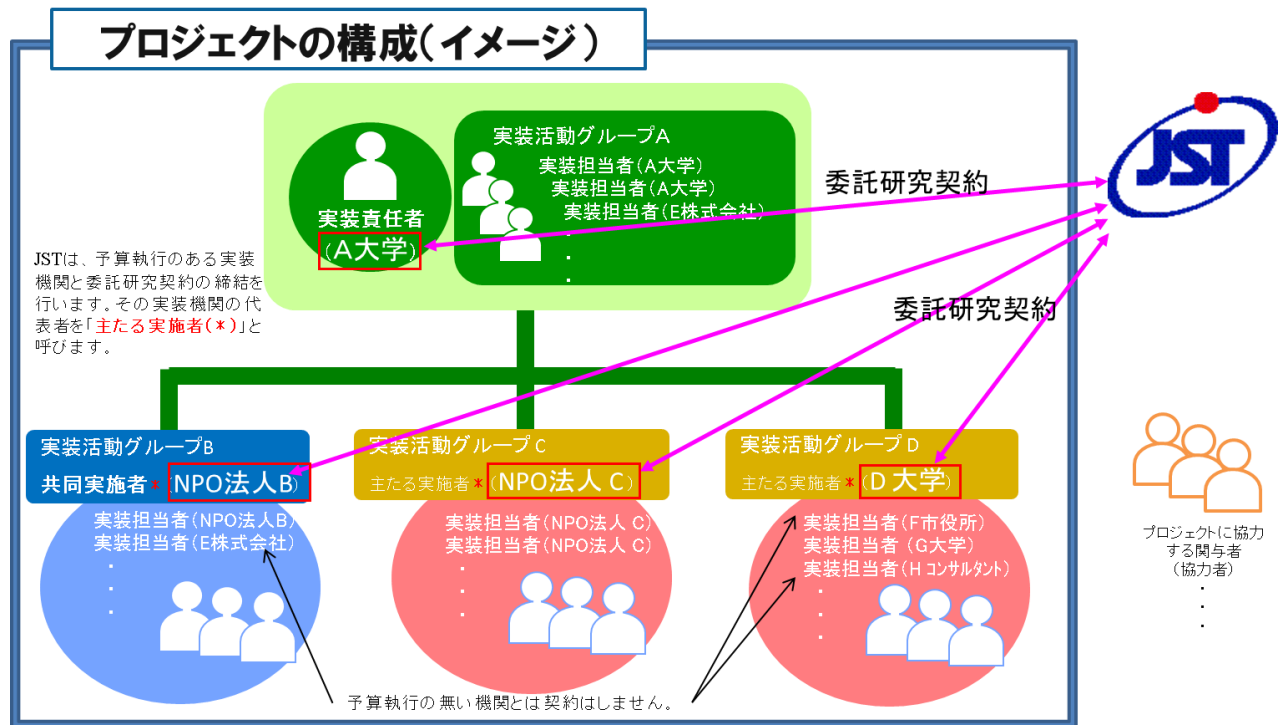
V. 社会技術研究開発における実装活動の推進方法

1. 実施計画

- (1) 採択後、実装責任者には、プロジェクトの全実装期間を通じた「全体実装活動計画書」を、また、年度毎に「年次実装活動計画書」を作成していただきます。実装活動計画には、実装費や実施体制が含まれます。
 - (2) 実装活動計画（全体実装活動計画書及び年次実装活動計画書）は、プログラム総括の承認を経て決定します。プログラム総括はプログラムアドバイザーの助言を踏まえ、実装責任者との意見交換、日常のプロジェクトの進捗把握、サイトビジット等の現地調査、実装活動計画に対する助言や調整、必要に応じて実装責任者に対する指示を行います。
 - (3) プログラム総括は、本プログラム全体の目的達成等のため、プロジェクトの計画の決定にあたって、プロジェクト間の調整を行う場合があります。
- ※実装活動計画で定める実施体制および実装費は、プログラム総括によるプログラムのマネジメント、本事業全体の予算状況等に応じ、実装活動期間の途中で見直しされる場合があります。

2. 実施体制

- (1) 実装責任者および共同実施者を中心として実装活動を進めます。実装責任者には、構想を実現するために、問題解決に取り組む人々と実装責任者、共同実施者とが協働する集団（グループ：数名～20名程度）を編成し、実装活動を実施していただきます。
- (2) プロジェクトには、実装責任者と共同実施者の所属する機関の実装担当者のみならず、他の機関に所属する実装担当者を含めることも可能です。
- (3) JSTは、実装責任者や他の主たる実施者（共同実施者含む）の所属する機関等と委託研究契約を締結します（主たる実施者とは、実装担当者のうち、実装責任者と異なる機関に所属する実装担当者を代表する方を指します）。
- (4) 実装活動推進上の必要性に応じて、新たに実装担当者（あるいはその補助者等）を実装費の範囲内で雇用し、プロジェクトに参加させることが可能です。



3. 実装拠点

実装責任者、及び主たる実施者（共同実施者含む）の所属する機関を拠点として実装活動することを原則とします。

4. 委託研究契約

- (1) 採択後、原則として JST は実装責任者及び主たる実施者の所属する機関との間で委託研究契約を締結します。
- (2) 実施機関との委託研究契約が締結できない場合、公的研究費の管理・監査に必要な体制等が整備できない場合、また、財務状況が著しく不安定である場合には、当該実施機関では実装活動が実施できないことがあります。詳しくは、「6. 実装機関の責務等」（22～24 ページ）を参照してください。
- (3) 実装活動により生じた特許等の知的財産権は、委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第 19 条（日本版バイ・ドール条項）に掲げられた事項を実装機関が遵守すること等を条件として、原則として実装機関に帰属します。ただし、海外の実装機関に対しては適用されません。

(補足) 委託事業と補助事業の違い

本事業は JST が機関と委託研究契約を締結することにより実施する「委託事業」です。「委託事業」とは、本来、国等（本事業においては JST）が行うべき事業について、国等が自ら実施するよりも大学・企業等他の主体が実施した方がより大きな効果が得られると思われる場合に、契約により他の主体に実施を委ねることです。この場合、受託者は委託研究契約及び委託研究契約事務処理説明書に基づき受託業務を適正に実施する義務があり、委託者はその実施状況を確認します。

これに対し「補助事業」とは、本来大学・企業等が実施している事業について、一定の公共性が認められる場合に申請に基づき国等がその経費の一部を負担するものです。この場合、補助金の交付を受けた側が主体的に事業を実施します。

5. 実装責任者及び主たる実施者の責務

- (1) 実装責任者や主たる実施者は、JST の実装費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ効率的に執行する責務があります。
- (2) 実装責任者や主たる実施者には、提案したプロジェクトが採択された後、JST が実施する説明会等を通じて、次に掲げる事項を遵守することを確認していただき、あわせてこれらを確認したとする文書を JST に提出していただきます。
 - a. 募集要項等の要件を遵守する。
 - b. 研究（実装活動）上の不正行為（捏造、改ざんおよび盗用）や不正使用等を行わない。
 - c. 研究（実装活動）上の不正行為（捏造、改ざんおよび盗用）を未然に防止するために JST が指定する研究倫理教材（CITI Japan e-ラーニングプログラム）を受講し修了するとともに、参画する実装担当者等に対しても履修義務について周知し、内容を理解してもらうことを約束する。また、上記 c. 項の研究倫理教材の修了がなされない場合には、修了が確認されるまでの期間、実装費の執行を停止することがありますので、ご注意ください。
- (3) 実装責任者及び実装担当者は、実装活動上の不正行為（捏造、改ざんおよび盗用）を未然に防止するために JST が指定する研究倫理教材（CITI Japan e-ラーニングプログラム）を修了することになります。
- (4) プロジェクトの推進及び管理

自らのプロジェクトの推進上必要なマネジメントや成果等について、全体の責任を負っていただきます。プロジェクト内の役割分担や責任体制を明確にした上で、プロジェクトの着実な推進や統一的な成果の取りまとめに向けて、主導的役割を果たすとともに、JST（プログラム総括を含む）に対する所要の計画書や報告書等の提出、評価等への対応など行っていただきます。また、プログラム総括が随時求める実装活動の進捗に関する報告などにも対応していただきます。
- (5) 研究開発費の管理

実装責任者には、プロジェクト全体の研究開発費（実装費及び間接経費）の管理（支出計画と進捗等）を実装機関とともに適切に行っていただきます。また同様に主たる実施者にも、自身の実装活動グループの研究開発費の管理を実装機関とともに適切に行っていただきます。

(6) プロジェクトで雇用される実装担当者への配慮について

実装担当者、特に実装費で雇用する実装担当者の実装活動環境や勤務環境・条件に配慮してください。

(7) 実装成果のアウトリーチ活動について

国費による実装活動であることから、国内外での実装成果の発表を積極的に行ってください。プロジェクトの実施に伴い、得られた成果を新聞・雑誌での著作、論文等で発表する場合は、戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）の成果である旨の記述を行ってください。併せて、JST が国内外で主催や後援するワークショップやシンポジウムに参加し、成果を発表してください。

また、RISTEX の構築する「社会の問題解決に取り組む関与者と研究者が協働するための人的ネットワーク」に参画いただき、情報の発信・共有、ワークショップやシンポジウムの企画・開催等にご協力いただきます。

(8) JST と所属機関との契約、及び JST の諸規定等に従っていただきます。

(9) 本事業の評価、JST による経理の調査、国の会計検査、その他監査等に対応していただきます。

(10) 本プログラムの評価や、プロジェクトの終了後一定期間を経過した後に行われる追跡調査に際して、情報提供やインタビュー等への対応をお願いします。

6. 実装機関の責務等

実装機関は、実装活動を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、実装活動を効率的に実施するよう努めなければなりません。以下に掲げられた責務が果たせない実装機関における実装活動の実施は認められませんので、応募に際しては、実装活動の実施を予定している実装機関の事前承諾を確実に得てください。

(1) 実装機関は、原則として JST が提示する内容で研究契約を締結しなければなりません。また、委託研究契約書²、委託研究契約事務処理説明書、実装活動計画書に従って実装活動を適正に実施する義務があります。研究契約が締結できない場合、もしくは当該実装機関での実装活動が適正に実施されないと判断される場合には、当該実装機関における実装活動の実施は認められません。

(2) 実装機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文科科学大臣決定/平成 26 年 2 月 18 日改正）」に基づき、実

²最新の委託研究契約書の雛型については、以下の URL をご参照ください。

<http://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

装機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究費の適正な執行に努める必要があります。また、実装機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況を定期的に文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。(VI.6.「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」について(33～34ページ))

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

- (3) 実装機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日文部科学大臣決定)」に基づき、実装機関の責任において必要な規程や体制を整備した上で、不正行為の防止に努める必要があります。また、実装機関は当該ガイドラインを踏まえた体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。(VI.6.「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」について(33～34ページ))

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

- (4) 実装機関は、実装担当者に対して、上記記載のガイドラインの内容を十分認識させるとともに、JSTが定める研究倫理に係る教材を修了させる義務があります。
- (5) 実装機関は、実装費の執行にあたって、柔軟性に配慮しつつ、実装機関の規程に従って適切に支出・管理を行うとともに、JSTが定める委託研究契約事務処理説明書等により、本事業特有のルールを設けている事項については当該ルールに従う必要があります(科学研究費補助金を受給している実装機関は、委託研究費の用途に関して事務処理説明書に記載のない事項について、実装機関における科学研究費補助金の取扱いに準拠することが可能です)。
- (6) 実装機関は、委託研究の実施に伴い発生する知的財産権が実装機関に帰属する旨の契約を実装担当者を取り交わす、または、その旨を規定する職務規定を整備する必要があります。特に実装機関と雇用関係のない学生が実装担当者となる場合は、当該学生が発明者となり得ないことが明らかな場合を除き、本実装活動の実施の過程で当該学生が行った発明(考案等含む)に係る知的財産権が実装機関に帰属するよう、あらかじめ当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講じておく必要があります。なお、知的財産権の承継の対価に関する条件等について、発明者となる学生に不利益が生じないように配慮した対応を行うこととしてください。

また、当該知的財産権について、移転または専用実施権等の設定等を行う場合は、原則として事前にJSTの承諾を得る必要がある他、出願・申請、設定登録、実施、放棄を行う場合は、JSTに対して所要の報告を行う義務があります。

- (7) 実装機関は、JSTによる経理の調査や国の会計検査等に対応する義務があります。
- (8) 実装機関は、事務管理体制及び財務状況等に係る調査等によりJSTが指定する場合は、委託研究費の支払い方法の変更や実装費の縮減等の措置に従う必要があります。
- (9) 実装機関が、国もしくは地方自治体の機関である場合、当該機関が委託研究契約を締結するに当たっては、実装機関の責任において委託研究契約開始までに必要となる予算措置等の手続きを確実に実施しなければなりません。万が一、契約締結後に必要

な手続きの不履行が判明した場合、委託研究契約の解除、委託研究費の返還等の措置を講じる場合があります。

- (10) 実装活動の不正行為を未然に防止する取り組みの一環として、JST は、新規採択の実装活動プロジェクトに参画し、かつ実装機関に所属する実装担当者に対して、研究倫理に関する教材の履修および修了を義務付けることとしました（受講等に必要な手続き等は JST で行います）。実装機関は対象者が確実に受講・修了するよう対応ください。これに伴い JST は、当該実装担当者が JST の督促にもかかわらず定める修了義務を果たさない場合は、委託研究費の全部又は一部の執行停止を実装機関に指示します。指示に従って実装費の執行を停止するほか、指示があるまで、実装費の執行を再開しないでください。
- (11) 実装活動の適切な実施や実装成果の活用等に支障が生じないよう知的財産権の取扱いや秘密保持等に関して、JST との委託研究契約に反しない範囲で参画機関との間で共同研究契約を締結するなど、必要な措置を講じてください。

7. 実装費

JST は委託研究契約に基づき、実装費（直接経費）に間接経費（直接経費の 30%が上限）を加え、委託研究費として実装機関に支払います。

(1) 実装費（直接経費）

実装費（直接経費）とは、プロジェクトの実施に直接必要な経費であり、以下の用途に支出することができます。

	項目	支出対象及び留意点
直接経費	物品費	新たに設備（※）・備品・消耗品等を購入するための経費
	旅費	実装責任者・主たる実施者や研究計画書記載の実装担当者等の旅費、当該実装活動の遂行に直接的に必要な招聘旅費等
	人件費・謝金	人件費：実装担当者（実装責任者・主たる実施者を除く）の人件費 謝金：講演依頼謝金等
	その他	実装成果発表費用（論文投稿料等）、機器リース費用、運搬費等

※以下の経費は実装費（直接経費）として支出できません。

- ・本プロジェクトの目的に合致しないもの
- ・間接経費による支出が適当と考えられるもの

※JST では、委託研究契約書や委託研究契約事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一部の項目について、本事業特有のルール・ガイドラインを設けています。また、大学等（大学、公的研究機関、公益法人等で JST が認めるもの）と企業等（主として民間企業等の大学等以外の研究機関）では、取扱いが異なる場合があります。

詳しくは JST ホームページ (<http://www.jst.go.jp/contract/index2.html>) に掲載されている「委託研究契約事務処理説明書」をご覧ください。

(2) 間接経費

間接経費とは、実装活動の実施に伴う実装機関の管理等に必要な経費であり、原則として実装費（直接経費）の 30%を上限として措置されます。実装機関は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成 13 年 4 月 20 日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ/平成 26 年 5 月 29 日改正）に則り、間接経費の使用にあたり、使用に関する方針等を作成の上、計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保する必要があります。

(3) 複数年度契約と繰越制度

JST では、実装成果の最大化に向けた実装費のより効果的・効率的な使用および不正防止の観点から、委託研究費の繰越や年度を跨る調達契約等が可能となるよう委託研究契約を複数年度契約としています。

なお、繰越制度に関しては、大学等と企業等とで取扱いが異なるほか、実装機関の事務管理体制等により複数年度契約および繰越が認められない場合があります。

(4) 府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的資金において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱いについては以下の府省共通経費取扱区分表を参照してください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1311601.htm

8. 海外の機関に所属する方が主たる実施者として参加する場合

次の条件を満たす場合に、海外の実装機関に所属している方が海外の機関を拠点に実装担当者としてプロジェクトに参加することが可能です（実装責任者は、国内の実装機関に所属することが求められます。「I.6.応募の要件等」（5 ページ）を参照してください）。これらの責務が果たせない実装機関における実装活動の実施は認められませんので、応募に際しては、実装活動の実施を予定している実装機関の事前承諾を確実に得てください。

a. 実装責任者の構想を実現する上で必要不可欠と判断され、海外の機関でなければ実施が困難（不可能）であること。

なお、希望される場合は、提案書（様式 4.2）に海外での実施が必要な理由を記載してください。

b. 実装機関は、原則として JST が提示する内容で研究契約を締結しなければなりません（間接経費は直接経費の 30%以内となります）。また、研究契約書、実装活動計画書に従って実装活動を適正に実施する義務があります。研究契約が締結できない

場合、もしくは当該実装機関での実装活動が適切に実施されないと判断される場合には、当該実装機関における実装活動の実施は認められません。

- c. 実装機関は、研究契約および JST が別に指針等を指定する場合は当該指針等に基づき、実装機関の責任において適切に実装費の支出・管理等を行うとともに、実装費の支出内容を表す経費明細（国内機関の場合の収支簿に相当）を英文で作成して提出する義務があります。また、実装機関は、契約期間中であっても JST の求めに応じて執行状況等に係る各種調査に対応する必要があります。
- d. 実装機関は、実装活動の実施に伴い発生する知的財産権を JST へ無償譲渡する必要があります（海外機関に対しては、産業技術力強化法第 19 条（日本版バイ・ドール条項）適用されません）。

※経済産業省が公表している「外国ユーザーリスト³」に掲載されている機関など、安全保障貿易管理の観点から、JST が研究契約を締結すべきでないと判断する場合があります。

³経済産業省は、貨物や技術が大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合を示すため「外国ユーザーリスト」を公表しています。

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>

VI. 応募に際しての注意事項

本章の一部は、競争的資金・公的研究費の公募要領で示すべきとされる共通的な注意事項について、一般的な用語を用いて記載しています。文中で使用される「研究」、「研究者」、「研究課題」、「研究機関」には、それぞれ本事業における「実装活動」、「実装担当者」、「実装活動プロジェクト」、「実装機関」が含まれるものとしてお読みください。

- 本章の注意事項に違反した場合、その他何らかの不適切な行為が行われた場合には、採択の取り消し又は研究の中止、研究費等の全部または一部の返還、並びに事実の公表の措置を取ることがあります。
- 関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

1. 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について

提案者は、研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが応募要件となります。修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください（主たる実施者については、申請時の受講・修了は必須とはしません）。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了済み申告の手続きは以下の(1)～(2)のいずれかにより行ってください。e-Rad での入力方法は 63 ページをご覧ください。

(1) 所属機関におけるプログラムを修了している場合

所属機関で実施している e-ラーニングや研修会等の各種研究倫理教育に関するプログラム (CITI Japan e-ラーニングプログラムを含む) を申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していることを申告してください。

(2) 所属機関におけるプログラムを修了していない場合（所属機関においてプログラムが実施されていない場合を含む）

a. 過去に JST の事業等において CITI Japan e-ラーニングプログラムを修了している場合

JST の事業等において、CITI Japan e-ラーニングプログラムを申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していることを申告してください。

b. 過去に JST に応募する際に CITI Japan e-ラーニングプログラムダイジェスト版を受講、修了している場合

e-Rad の応募情報入力画面で、修了していることを申告してください。

c. 上記 a.、b. 以外の場合

所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていない等、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、JSTを通じてCITI Japan e-ラーニングプログラムダイジェスト版を受講することができます。受講にあたっては、下記 URL から受講登録を行ってください。

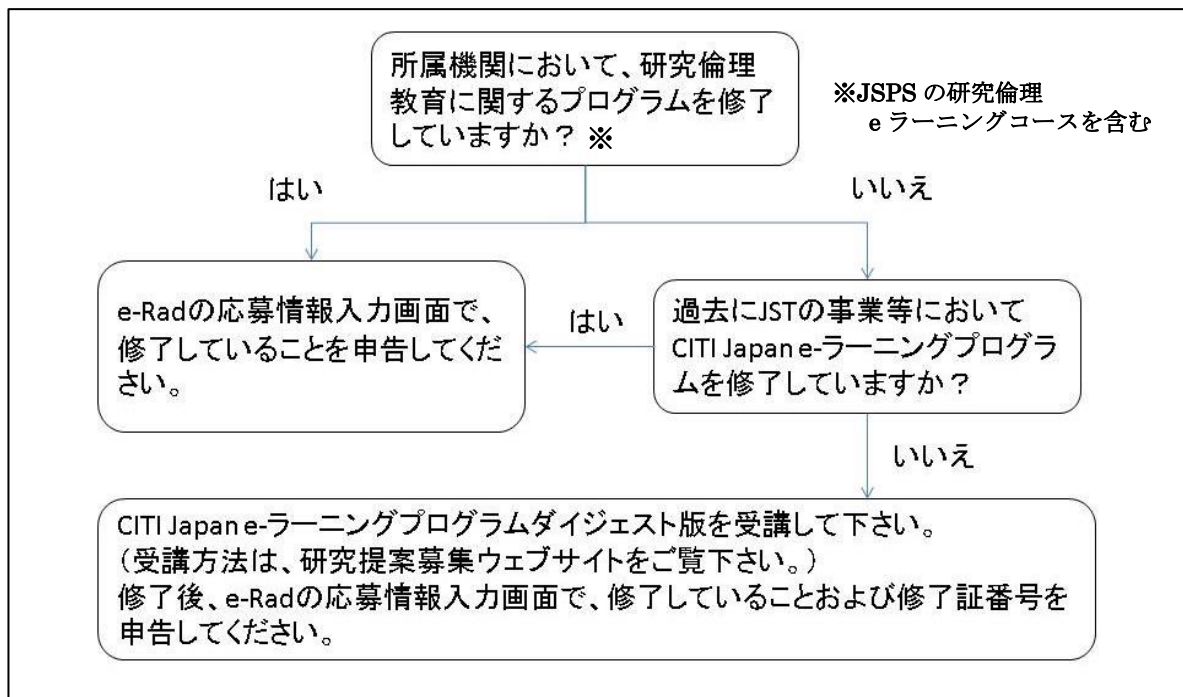
(<https://edu.citiprogram.jp/jstshinsei.html>)

受講登録および受講にかかる所要時間はおおむね1~2時間程度で、費用負担は必要ありません。受講登録後速やかに受講・修了した上で、e-Radの応募情報入力画面で、修了していることおよび修了証に記載されている修了証番号（修了年月日の右隣にあるRef#）を申告してください。

■研究倫理教育に関するプログラムの内容についての相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構監査・法務部研究公正課

E-mail: ken_kan@jst.go.jp



研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了申告フローチャート

なお、JSTでは、参画する実施者等に対して、「CITI Japan e-ラーニングプログラム」の指定7単元を受講・修了していただくことを義務づけております。平成29年度においても同様の対応を予定しておりますので、採択の場合は、原則として全ての実施者に受講・修了していただきます（ただし、所属機関やJSTの事業等において、既にCITI Japan e-ラーニングプログラムのJST指定の7単元を修了している場合を除きます）。

2. 提案書記載事項等の情報の取り扱い

○ 提案書の取扱い

提案書は、提案者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、選考以外の目的に使用しません。応募内容に関する秘密は厳守いたします。詳しくは下記ホームページをご参照ください。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H15/H15HO059.html>

○ 採択された課題に関する情報の取扱い

採択された個々の課題に関する情報（制度名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額および実施期間）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。研究課題の採択にあたり、研究者の氏名、所属、研究課題名、および研究課題要旨を公表する予定です。また、採択課題の研究提案書は、採択後の研究推進のためにJSTが使用することがあります。

○ 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）からの内閣府への情報提供等

第5期科学技術基本計画（平成28年1月閣議決定）においては、客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策を推進するため、公募型資金について、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録の徹底を図って評価・分析を行うこととされており、e-Radに登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。これを受けて、CSTI及び関係府省では、公募型研究資金制度のインプットに対するアウトプット、アウトカム情報を紐付けるため、論文・特許等の成果情報や会計実績のe-Radでの登録を徹底することとしています。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報及び競争的資金に係る間接経費執行実績情報について、e-Radでの入力をお願いします。

研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることとなります。

3. 不合理な重複・過度の集中に対する措置

○ 「不合理な重複」に対する措置

研究者が、同一の研究者による同一の研究課題（競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう）に対して、国又は独立行政法人（国立研究開発法人含む）の複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は研究費の減額（以下、「採択の決定の取消し等」という）を行うことがあります。

・実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ）の研究課題について、複数

の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合

- ・既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これに準じる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的資金制度等への応募を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに募集担当 (boshu@jst.go.jp) に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

○「過度の集中」に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ（以下、「研究者等」という）に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間⁴に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに募集担当 (boshu@jst.go.jp) に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

○不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

○科学研究費補助金等、国や独立行政法人が運用する競争的資金や、その他の研究助成

⁴研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動中や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

等を受けている場合（応募中のものを含む）には、研究提案書の様式5に従ってその内容（応募・受入状況（制度名）、課題名、実施期間、予算額、エフォート等）を記載していただきます。

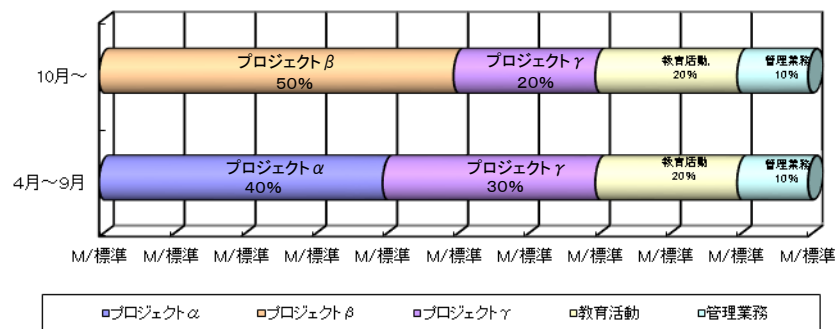
これらの研究提案内容やエフォート（研究充当率）等の情報に基づき、競争的資金等の不合理な重複および過度の集中があった場合、研究提案の不採択、採択取り消し、又は研究費の減額配分とすることがあります。また、これらの情報に関して、事実と異なる記載をした場合も、研究提案の不採択、採択取り消し又は減額配分とすることがあります。

- 上記の、不合理な重複や過度の集中の排除の趣旨等から、国や独立行政法人（国立研究開発法人含む）が運用する、他の競争的資金制度等やその他の研究助成等を受けている場合、および採択が決定している場合、同一課題名または内容で本事業に応募することはできません。

<エフォートの定義について>

- ・エフォートは「研究に携わる個人が研究、教育、管理業務等の各業務に従事する時間配分」と定義されています。
- ・研究者の皆様が課題を申請する際には、当該研究者の「全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合」を記載していただくことになります。
- ・なお、この「全仕事時間」には、研究活動にかかる時間のみならず、教育活動や管理業務等にかかる時間が含まれることに注意が必要です。
- ・したがって、エフォートの値は、研究計画の見直し・査定等に応じて、変更し得ることになります。

例：年度途中でプロジェクトαが打ち切れ、プロジェクトβに採択された場合の全仕事時間の配分状況（この他、プロジェクトγを一年間にわたって実施）



このケースでは、9月末でプロジェクトαが終了（配分率40%）するとともに、10月から新たにプロジェクトβが開始（配分率50%）されたことにより、プロジェクトγのエフォート値が30%から20%に変化することになります。

4. 研究費の不正使用および不正受給に関する措置

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下、「不正使用等」という）が認められた場合以下のとおり厳格に対応します。

(i) 契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託研究契約の解除・変更を行い、委託費の全部または一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加⁵の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。（以下、「不正使用等を行った研究者」という））や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者⁶に対し、不正の程度に応じて下記の表のとおり、本事業への申請及び参加の制限措置をとります。

また、他府省及び他府省所管の独立行政法人を含む他の競争的資金制度等⁷の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、事業名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金制度において申請及び参加が制限される場合があります。

不正使用及び不正受給への関与による区分	研究費等の不正使用の程度	相当と認められる期間	
不正使用を行った研究者及び共謀した研究者	(1)個人の利益を得るための私的流用	10年	
	(2) (1)以外	①社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		②①及び③以外のもの	2～4年
		③社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者		5年	

⁵「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者または共同研究者等として参加することを指す。

⁶「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指す。

⁷現在、具体的に対象となる制度については次の URL をご覧ください。

http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kyoukin28_seido_ichiran.pdf

その他、平成 28 年度以前に終了した制度および平成 29 年度に公募を開始する制度も含まれます。

不正使用に関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者		不正使用を行った研究者の応募制限期間の半分(上限2年、下限1年、端数切り捨て)
-----------------------------------	--	---

(iii) 不正事案の公表

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加が制限された研究者については、当該不正事案等の概要（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、JSTにおいて原則公表することとします。また、当該不正事案の概要（事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、文部科学省においても原則公表されます。また「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

5. 他の競争的資金制度で申請及び参加の制限が行われた研究者に対する措置

国または独立行政法人が所管している他の競争的資金制度等⁸において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的資金制度において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加を制限します。

6. 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について

○ガイドラインに基づく体制整備について

本事業の応募、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年2月18日改正）⁹の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、上記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。上記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制

⁸現在、具体的に対象となる制度については次のURLをご覧ください。

http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kvoukin28_seido_ichiran.pdf

その他、平成28年度以前に終了した制度および平成29年度に公募を開始する制度も含まれます。

⁹「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下のホームページをご参照ください。http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、全競争的資金の間接経費削減等の措置が行われることがあります。

○ガイドラインに基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」について

本事業の契約にあたり、各研究機関¹⁰では、標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下、「チェックリスト」という）を提出することが必要です（チェックリストの提出がない場合、研究実施は認められません）。

このため、下記ホームページの様式に基づいて、委託研究契約締結日までに、研究機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、平成28年4月以降、別途の機会にチェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ホームページをご参照ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm

※チェックリストの提出にあたっては、e-Radの利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Radへの研究機関の登録手続きを行っていない機関にあつては、早急に手続きをお願いします。登録には通常2週間程度を要しますので十分ご注意ください。e-Rad利用に係る手続きの詳細については、上記ホームページに示された提出方法の詳細とあわせ、下記ホームページをご覧ください。

<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、本チェックリストについても研究機関のホームページ等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いいたします。

7. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について

○ガイドラインに基づく体制整備について

研究機関は、本制度への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定、以下「ガイドライン」¹¹という）を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備について不備を認める場合、当該機関に対し、全競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

¹⁰研究代表者が所属する研究機関のみでなく、研究費の配分を受ける主たる実施者が所属する研究機関も対象となります。

¹¹研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインについては、以下のホームページを参照ください。http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

○ガイドラインに基づく取り組み状況に係るチェックリストの提出について

本事業の契約にあたり、各研究機関¹²は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト（以下「研究不正行為チェックリスト」という）を提出することが必要です（研究不正行為チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません）。

このため、下記ホームページの様式に基づいて、委託契約締結日までに、研究機関から文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、研究不正行為チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、平成 29 年 4 月以降、別途の機会の研究不正行為チェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。研究不正行為チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省 HP を御覧ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1374697.htm

※チェックリストの提出にあたっては、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、十分に御注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、下記ホームページをご覧ください。

<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

○ガイドラインに基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

(i) 契約の解除等の措置

本事業の研究課題において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部または一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、下記の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等（以下「文部科学省関連の競争的資金制度

¹²研究代表者が所属する研究機関のみでなく、研究費の配分を受ける主たる実施者が所属する研究機関も対象となります。

等」という)の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度(以下「他府省関連の競争的資金制度」という)の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的資金制度等及び他府省関連の競争的資金制度において、同様に、申請及び参加が制限される場合があります。

特定不正行為に係る応募制限の対象者		特定不正行為の程度	応募制限期間(不正が認定された年度の翌年度から ¹³⁾)	
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うと認定されたもの)	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5~7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3~5年
		上記以外の著者		2~3年
	3. 1及び2を除く特定不正行為に関与した者		2~3年	
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者)		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2~3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1~2年	

(iii) 競争的資金制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

文部科学省関連の競争的資金制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府

¹³特定不正行為が認定された当該年度についても、参加を制限します。

省関連の競争的資金制度による研究活動の不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間、本事業への申請及び参加資格を制限します。

(iv) 不正事案の公表

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該不正事案等の内容（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の概要、講じられた措置の内容）について、JSTにおいて原則公表することとします。また、当該事案の概要（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の内容、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省においても原則公表されます。また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

8. 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業への研究課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」において求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究課題が採択された後、委託研究契約の締結手続きの中で、研究代表者および個人研究者は、本事業への研究課題に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要です。

9. 人権の保護及び法令等の遵守への対応について

研究構想を実施するにあたって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報取り扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究等法令等に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合には、研究機関内外の倫理委員会の承認を得る等必要な手続きを行ってください。また、海外における実地の研究活動や海外研究機関との共同研究を行う際には、関連する国の法令等を事前に確認し、遵守してください。

特に、ライフサイエンスに関する研究について、各府省が定める法令等の主なものは以下のとおりです（改正されている場合がありますので、最新版をご確認ください）。このほかにも研究内容によって法令等が定められている場合がありますので、ご注意ください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

- ・ ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律（平成 12 年法律第 146 号）

- ・ 特定胚の取扱いに関する指針（平成 13 年文部科学省告示第 173 号）
- ・ ヒトES細胞の樹立及び分配に関する指針（平成 21 年文部科学省告示第 156 号）
- ・ ヒトES細胞の使用に関する指針（平成 21 年文部科学省告示第 157 号）
- ・ ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 13 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号）
- ・ 疫学研究に関する倫理指針（平成 14 年文部科学省・厚生労働省告示第 2 号）
- ・ 遺伝子治療臨床研究に関する指針（平成 14 年文部科学省・厚生労働省告示第 1 号）
- ・ 臨床研究に関する倫理指針（平成 15 年厚生労働省告示第 255 号）
- ・ 手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方について（平成 10 年厚生科学審議会答申）
- ・ 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 9 年厚生省令第 28 号）
- ・ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号）
- ・ 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第 3 号）
- ・ 遺伝資源へのアクセスや利益配分に係る各国の法律

なお、文部科学省における生命倫理及び安全の確保について、詳しくは下記ホームページ（ライフサイエンスの広場「生命倫理・安全に対する取組」）をご参照ください。<http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/index.html>

研究開発等の計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究開発又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。

10. 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

○研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団等、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

○日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という）に基づき輸出規制（※）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、各府省が定める法令・省令・

通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械等ある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需用者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の2つから成り立っています。

○物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等はその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品等の技術情報を、紙・電子メール・CD・USBメモリ等の記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練等を通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援等も含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

○経済産業省等のホームページで安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下をご参照ください。

- ・経済産業省：安全保障貿易管理（全般）

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

- ・経済産業省：安全保障貿易ハンドブック

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

- ・一般財団法人安全保障貿易情報センター

<http://www.cistec.or.jp/index.html>

- ・安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_ji_shukanri03.pdf

11. 公正な研究活動を目指して

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学と社会の信頼関係を揺るがし、科学技術の健全な発展を阻害するといった憂慮すべき事態を生み出しています。研究不正の防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が機能することが求められています。研究者一人ひとりには自らを厳しく律し、崇高な倫理観のもとに新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期待にこたえていく必要があります。

科学技術振興機構（JST）は、研究資金の配分機関として、研究不正を深刻に重く受け止め、関連機関とも協力して、社会の信頼回復のために不正防止対策について全力で取り組みます。

1. JST は研究活動の公正性が、科学技術立国を目指すわが国にとって極めて重要であると考えます。
2. JST は誠実で責任ある研究活動を支援します。
3. JST は研究不正に厳正に対処します。
4. JST は関係機関と連携し、不正防止に向けて研究倫理教育の推進や研究資金配分制度の改革などに取り組みます。

私たちは、夢と希望に満ちた明るい未来社会を実現するために、社会の信頼のもとで健全な科学文化を育まねばなりません。引き続き、研究コミュニティや関連機関のご理解とご協力をお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構
理事長 濱口 道成

JST の研究倫理の取り組みはこちらをご覧ください。

<http://www.jst.go.jp/researchintegrity/index.html>

12. ダイバーシティの推進について

JST では、研究とライフイベント（出産・育児・介護）との両立支援策を実施しています。また、理系女性のロールモデルを公開しています。詳しくは JST ダイバーシティの取り組み (<http://www.jst.go.jp/diversity/index.html>) をご覧ください。

JST はダイバーシティを推進しています！

科学技術イノベーションをもたらす土壌には「ダイバーシティ（多様性）」が必要です。年齢、性別、国籍を問わず、多様な専門性、価値観等を有する人材が参画し、アイデアを出し合い、共創、共働してこそ新しい世界を拓くことができます。JST は、あらゆる科学技術においてダイバーシティを推進することにより未来社会の課題に取り組み、我が国の競争力強化と心の豊かさの向上に貢献していきます。

現在、女性の活躍が「日本最大の潜在力」として成長戦略の中核に位置づけられています。研究開発においても、女性の参画拡大が重要であり、科学技術イノベーションを支える多様な人材として女性研究者が不可欠です。JST は女性研究者の積極的な応募に期待しています。JST では、従来より実施している「出産・子育て・介護支援制度」について、利用者である研究者の声に耳を傾け、研究復帰可能な環境づくりを図る等、制度の改善にも不断に取り組んでいます。

新規課題の募集と審査に際しては、多様性の観点も含めて検討していきます。

研究者の皆様、積極的なご応募をいただければ幸いです。

国立研究開発法人科学技術振興機構
理事長 濱口 道成

みなさまからの応募をお待ちしております

多様性は、自分と異なる考えの人を理解し、相手と自分の考えを融合させて、新たな価値を作り出すためにあるという考えのもと、JST はダイバーシティを推進しています。

JST のダイバーシティは、女性はもちろんのこと、若手研究者と外国人研究者も対象にしています。一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるよう、研究者の出産、子育てや介護について支援を継続し、また委員会等についてもバランスのとれた人員構成となるよう努めます。幅広い人たちが互いに切磋琢磨する環境を目指して、特にこれまで応募が少なかった女性研究者の方々の応募を歓迎いたします。

みなさまからの積極的な応募をお待ちしております。

国立研究開発法人科学技術振興機構
副理事 人財部ダイバーシティ推進室長 渡辺美代子

13. 若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」（平成 23 年度 12 月 20 日科学技術・学術審議会人材委員会）において、「公的研究費により若手の博士研究員を雇用する公的研究機関および研究代表者に対して、若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組む」ことが求められています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費（競争的資金その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型研究資金）により、若手の博士研究員を雇用する場合には、当該研究員の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取り組みをお願いします。

また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。詳しくは下記ホームページをご参照ください。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu10/toushin/1317945.htm

14. 社会との対話・協働の推進について

『国民との科学・技術対話』の推進について（基本的取組方針）（平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣、総合科学技術会議有識者議員）においては、本公募に採択され、1 件当たり年間 3,000 万円以上の公的研究費（競争的資金またはプロジェクト研究資金）の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」により、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。また、これに加えて、第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月 22 日閣議決定）においては、科学技術と社会とを相対するものとして位置付ける従来型の関係を、研究者、国民、メディア、産業界、政策形成者といった様々なステークホルダーによる対話・協働、すなわち「共創」を推進するための関係に深化させることが求められています。これらの観点から、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する取組み、多様なステークホルダー間の対話・協働を推進するための取組みが求められています。このことを踏まえ、研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の本活動について、積極的に取り組むようお願いします。

（参考）『国民との科学・技術対話』の推進について（基本的取組方針）」

<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>

（参考）「第 5 期科学技術基本計画」

<http://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/5honbun.pdf>

15. オープンアクセスについて

JST ではオープンアクセス促進に向けた研究成果の取扱いに関する基本方針を平成 29 年 4 月に発表しました。本方針では、研究成果論文のオープンアクセス化や研究データの保存・管理及び公開について、基本的な考え方を定めています。JST の研究開発実施事業に参加する研究者は、本方針に沿って適切に研究成果を取り扱っていただきます。詳しくは以下のホームページをご参照ください。

<http://www.jst.go.jp/pr/intro/openscience/index.html>

16. 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (旧称 Read&Researchmap <http://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者の方が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなります。

researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、researchmap に登録くださるよう、ご協力をお願いします。

17. 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成 27 年 6 月 24 日競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」（平成 27 年 11 月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）にて、大学及び国立研究開発法人等において「研究組織単位の研究設備・機器の共用システム」（以下、機器共用システムという）を運用することが求められています。

これらを踏まえ、本事業により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、他の研究費における管理条件の範囲内において、所属機関・組織における機器共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んで下さい。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた機器等の使用とのバランスを取る必要に留意してください。

また、上述の機器共用システム以外にも、大学共同利用機関法人自然科学研究機構分子科学研究所において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク事業」や各国立大学において「設備サポートセンター整備事業」等により構築している全学的な共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

○「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」

(平成 27 年 11 月 25 日科学技術・学術審議会先端研究基盤部会)

http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/01/21/1366216_01_1.pdf

○「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」

(平成 27 年 6 月 24 日競争的研究費改革に関する検討会)

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm

○競争的資金における使用ルール等の統一について

(平成 27 年 3 月 31 日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)

<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/siyouruuru.pdf>

○「大学連携研究設備ネットワーク事業」

<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>

18. JST 先端計測分析技術・機器開発プログラムの成果について

- JST では基礎研究から産学連携制度他、多様な研究開発制度を実施しており、これまでに多くの研究開発成果が実用化されています。
- そのうち、研究開発基盤(研究開発プラットフォーム)の構築・発展を目指した JST 先端計測分析技術・機器開発プログラムでは、多くの研究開発ツールが実用化されています。
- 研究開発を推進するにあたり、新たに検討される研究開発ツールがございましたらご参照いただければ幸いです。

詳しくは 先端計測ホームページ (<http://www.jst.go.jp/sentan/>) をご参照ください。

The image shows a multi-part screenshot of the JST website. At the top, the 'Research Results' section is highlighted with a blue box and a hand icon. Below this, a navigation menu includes 'Program Overview', 'Research Topics', 'Research Results DB', 'Utilization and Promotion of Research Results', 'Public Affairs', and 'Evaluation Results'. The main content area features a banner with the text '要素技術タイプ 機器開発タイプ 実証・実用化タイプ 開発成果の活用・普及促進' and a 'pick up' button. A hand icon points to this button. Below the banner, there is a search bar and a list of research results. A hand icon points to the search bar. The bottom part of the image shows a detailed view of a specific research result, 'ASTROCAM 700 OH', with a hand icon pointing to the 'pick up' button. A green box at the bottom right contains the text '実用化された研究開発ツールを検索できます'.

Ⅶ. 提案公募 Q&A

研究倫理教育に関するプログラムの受講について

(研究倫理教育に関するプログラムの内容について)

Q 所属機関において実施している研究倫理教育に関するプログラムはどのような内容でなければいけませんか。

A 研究倫理教育に関するプログラムは、各研究機関の責任において実施されるものであり、JSTは教材の内容を指定しません。

(参考) 平成 27 年 4 月以降に適用される「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定)では、研究機関においては「研究倫理教育責任者」の設置等により体制整備を図り、機関として教育を実施することが求められ、また、配分機関には、研究倫理教育の受講を確認することが求められています。

なお、上記ガイドラインで求められる内容は、いわゆる論文不正に関するものであり、たとえば、生命倫理や利益相反等に関するものとは別の内容となります。

ご不明な点がありましたら、JST 研究公正課にお問い合わせください。

国立研究開発法人科学技術振興機構監査・法務部研究公正課

E-mail: ken_kan@jst.go.jp

(プログラムの修了証明について)

Q 研究倫理教育に関するプログラムの修了を証明する書類を提出する必要はありますか。

A 提案時には提出の必要はありません。

(プログラムの受講期限について)

Q 応募締切までに研究倫理教育に関するプログラムの受講が完了しません。応募締切後に受講を完了してもよいでしょうか。

A 研究倫理プログラムの受講完了が応募の必須条件となります。応募締切後の受講は認めませんのでご注意ください。

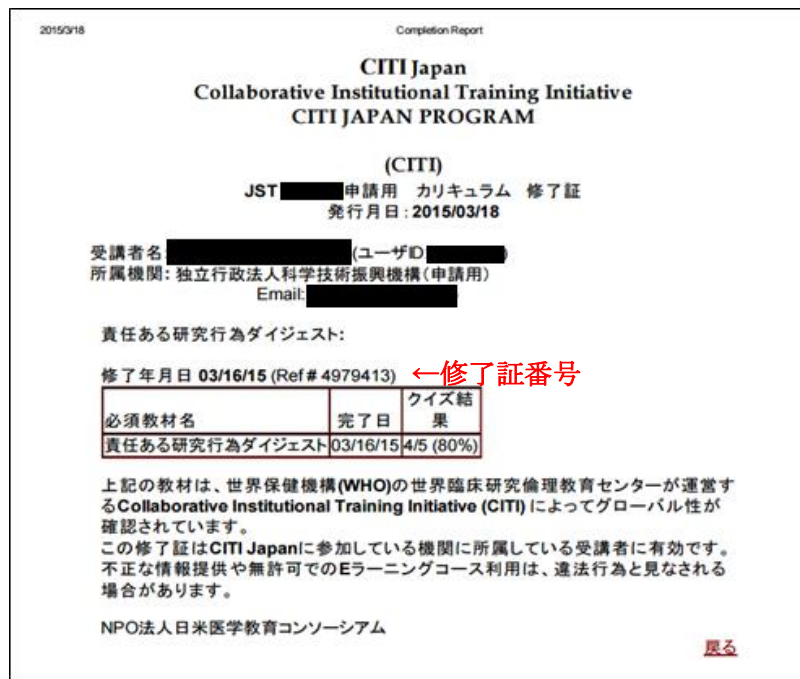
(修了証番号の申告について)

Q CITI Japan e-ラーニングプログラムダイジェストを修了しましたが、修了証番号はどのように確認すればよいですか。

A メインメニューの「修了レポート」をクリックすると修了証が表示されます。修了証に記載されている修了年月日の右隣にある Ref #が修了証番号です。



CITI Japan e-ラーニングプログラムダイジェストのメインメニュー



修了証見本

Q 昨年度（または今年度）に、本事業（または JST の別制度）の提案にあたり、CITI Japan e-ラーニングプログラムダイジェストを修了したが、もう一度受講・修了する必要がありますか。

A 受講する必要はありません。なお、その際に発行された修了証番号を e-Rad の「個別項目」タブで入力してください。（VIII.4.4(3)③を参照してください）。

(CITI Japan e-ラーニングプログラムダイジェスト版の英語版について)

Q 機関の教育プログラムを履修していないため、CITI Japan e-ラーニングプログラムダイジェスト版を受講する予定ですが、母国語が日本語でない場合等、日本語の内容による受講が困難な場合はどのようにしたらよいでしょうか。

A CITI Japan e-ラーニングプログラムダイジェスト版を英語に翻訳したものがありますので、受講をお願いします。

そのほか

(提案者の要件)

Q 年齢制限はありますか。

A 特に年齢制限は設けておりませんが、実装期間を通じて国内の機関等にて実装活動を実施できる体制がとれることが求められます。

Q 実装責任者と共同実施者を兼務しても構いませんか。

A 応募は可能です。ただし、『自らの研究開発成果の実証を行う者の代表』と『社会の問題に取り組む当事者の代表』の両者の役割を同時に担うことでもあり、十分なエフォートを確保できること、両立しうる資質を有すること等は評価の対象となります。兼務する場合は、プロジェクト終了後の定着・普及活動の担い手となる機関の実装計画も示していただきます。なお、社会の問題を単に学術研究の対象としている場合は、社会の問題の解決に取り組んでいる当事者とは認められません。

Q 社会の問題の解決に取り組む当事者として複数の機関が参加する場合、それぞれの機関に『社会の問題に取り組む当事者の代表』が必要ですか。

A その必要はありません。ただし、1 提案に対して代表者 1 名を決めていただき、『自らの研究開発成果の実証を行う者の代表』と連名で提案してください。

(重複応募)

Q JST の他の事業へ既に応募していますが、本プログラムへの応募はできますか。

A 応募は可能です。ただし、JST が運用する全ての競争的資金制度を通じて、研究代表者（実装責任者）等や研究参加者（実装担当者）等としてプロジェクト（課題）等への参加が複数となった場合には、実装担当者のエフォートに応じて実装費の減額や、実施するプロジェクトを 1 件選択していただく等の調整を行うことがあります。

(応募時の機関の承認)

Q 提案書申請時に所属機関の承諾が必要ですか。

A 事前承諾を確実に得てください。採択後には、JST は実装責任者及び主たる実施者の所属機関と委託研究契約を締結します。委託研究契約が締結できない場合は実装費を使用できません。

るのでご注意ください。「V. 6. 実装機関の責務等」(22～24 ページ) も良くお読みください。
正式な承諾書の提出は不要です。

(海外の機関での実施について)

Q 海外の機関でなければ実施が困難であるとの判断基準とはどのようなものですか。

- A 海外での実施を必要とする場合としては、以下のような場合が想定されます。
- ① 必要な設備が日本に無く、海外の機関にしか設置されていない。
 - ② その実装機関でしか実施できない調査・研究がある。
 - ③ 材料やデータがその実装機関あるいはその場所でしか入手できず、日本へ持ち運ぶことができない。

(面接選考会)

Q 面接選考会の日の都合がつかない場合、面接選考の日程を変更することはできますか。

- A 多くの評価者の日程を調整して決定しますので、日程の再調整はできません。また、実装責任者と共同実施者の両者の参加が必須です。ご了承ください。

(実装費の根拠について)

Q 提案書に、実装費の積算根拠を記載する必要はありますか。

- A 必要ありません。面接選考の対象となった方には、機関毎の実装費の詳細等を含む補足説明資料の作成を別途していただく予定です。

(実装費の記載について)

Q 提案書に記載する「実装費」には、委託研究契約を締結した場合に機関に支払われる間接経費も含む金額を記載するのですか。

- A 実装費は直接経費を指します。間接経費は含めません。直接経費のみを記載してください。

(直接経費について)

Q 実装活動開始後、進捗等に応じて、予算の範囲内で用途の内訳を変更（例えば、当初物品費に計上していたものを旅費として支出する）（費目間流用）できますか。

- A 一定の要件のもとで柔軟に費目間流用することができます。
- ・JST の確認を必要とせず流用が可能な要件
各費目における流用額が当該年度における直接経費総額の 50%（この額が 500 万円に満たない場合は 500 万円）を超えないとき
ただし、実装活動計画の大幅な変更該当する場合は、上記金額を越えていない場合でもプログラム総括の確認が必要です。
 - ・JST（プログラム総括）の確認が必要な要件
各費目における流用額が当該年度における直接経費総額の 50%および 500 万円を超えるとき

は JST（プログラム総括）の事前承認が必要

（間接経費について）

Q 間接経費は、どのような用途に支出できるのですか。

A 間接経費は、本事業に採択されたプロジェクトに参加する実装担当者の実装活動環境の改善や、実装機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に対して、実装機関が充当するための資金です。間接経費の主な用途として、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成 13 年 4 月 20 日日改正 競争的資金に関する関係府省連絡申し合わせ／平成 26 年 5 月 29 日改正）では、以下のように例示されています。

1) 管理部門に係る経費

- 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費
- 管理事務の必要経費
- 備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費等

2) 研究部門に係る経費

- 共通的に使用される物品等に係る経費
- 備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費
- 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費
- 研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費
- 特許関連経費
- 研究棟の整備、維持及び運営経費
- 実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費
- 研究者交流施設の整備、維持及び運営経費
- 設備の整備、維持及び運営経費
- ネットワークの整備、維持及び運営経費
- 大型計算機(スパコンを含む)の整備、維持及び運営経費
- 大型計算機棟の整備、維持及び運営経費
- 図書館の整備、維持及び運営経費
- ほ場の整備、維持及び運営経費

等

3) その他の関連する事業部門に係る経費

- 研究成果展開事業に係る経費
- 広報事業に係る経費

等

上記以外であっても、競争的資金を獲得した実装担当者の実装活動環境の改善や実装機関全体

の機能の向上に活用するために必要となる経費等で、実装機関の長が必要な経費と判断した場合は、間接経費を執行することができます。ただし、直接経費として充当すべきものは対象外とします。

なお、間接経費の配分を受ける実装機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から 5 年間適切に保管してください。また、間接経費の配分を受けた各受託機関の長は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の 6 月 30 日までに府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じて JST に報告が必要となります。

（外注について）

Q ソフトウェアの作成等の業務を外部企業等へ外注することは可能ですか。

A プロジェクトを推進する上で必要な場合には外注が可能です。ただし、その場合の外注は、研究開発要素を含まない「請負契約」によるものであることが前提です。研究開発要素が含まれる再委託は、原則として認められません。

（採択後の異動について）

Q 実装活動実施中に実装責任者の人事異動（昇格・所属機関の異動等）が発生した場合も実装活動を継続できますか。

A 異動先において、当該実装活動が支障なく継続できるという条件で継続は可能です。

（再委託について）

Q JST と実装担当者が所属する実装機関の研究契約は、実装責任者の所属機関を介した「再委託」（注）の形式をとるのですか。

（注）研究契約における「再委託」とは、実装責任者の所属機関とのみ JST が締結し、その実装責任者の所属機関と主たる実施者の所属機関が契約を締結する形式のこと。

A 本事業では研究契約において「再委託」の形式はとっていません。JST は、実装責任者及び主たる実施者が所属する実装機関と個別に研究契約を締結します。

Q 主たる実施者の定義を教えてください。

A 「主たる実施者」とは、実装担当者のうち、実装責任者と異なる機関に所属する実装担当者を代表する方を指します。実装活動の推進上、主たる実施者の所属機関以外であっても直接的に経費を執行する必要がある場合には、契約上、その機関を代表する実装担当者を 1 名「主たる実施者」として定める必要があります。

（年度末までの実装活動期間の確保について）

Q 実装活動成果の報告書の提出はいつまでに行う必要がありますか。

A 年度末一杯まで実装活動を実施することができるよう、以下の対応としています。

- ・実装機関及び実装担当者は、事業完了後、速やかに成果物として事業完了届を提出することとし、JSTにおいては、事業の完了と実装活動成果の検収等を行います。
- ・年度の実装活動成果の報告書「実装活動報告書」の提出期限は、翌事業年度の【5月31日】とします。ただし、プログラム総括等から「実装活動報告書」の修正を依頼することがあり、確定を5月31日期限とすることから、報告書案の提出は5月31日より前になります。
- ・年度の会計実績報告「委託研究実績報告書（兼収支決算報告書）」の提出期限を、翌事業年度の【5月31日】とします。

※各実装機関は、上記対応が、年度末までの実装活動期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

Q RISTEX の他の領域の昨年度の採択課題や応募状況について教えてください。

A 下記ホームページをご覧ください。

- ・科学技術振興機構

(公／私、多世代、実装) <http://www.jst.go.jp/pr/info/info1215/index.html>

(情報エコシステム) <http://www.jst.go.jp/pr/info/info1222/index.html>

- ・社会技術研究開発センター提案募集

<http://ristex.jst.go.jp/proposal/past/index.html>

Ⅷ. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募について

1. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募に当たっての注意事項

研究提案の応募は、以下のとおり e-Rad (<http://www.e-rad.go.jp/>)¹⁴を通じて行います。特に以下の点にご留意ください。

- 実装責任者は、提案者として事前に実装責任者の登録が必要です。
詳細は 4.1 をご参照ください。

- e-Rad への情報入力は、募集締切から数日以上余裕を持ってください。
e-Rad への情報入力には最低でも 60 分前後の時間がかかります。また、募集締切当日は、e-Rad システムが混雑し、入力作業に著しく時間を要する恐れがあります。募集締切の十分前に余裕を持って e-Rad への入力を始めてください。

- 入力情報は「一時保存」が可能です。
応募情報の入力を途中で中断し、一時保存することができます。詳細は「4.4 e-Rad への必要項目入力」の「■応募情報の一時保存・入力の再開について」または e-Rad ポータルサイト掲載の「研究者向けマニュアル」や「よくある質問と答え」(<http://faq.e-rad.go.jp/>) をご参照ください。

- 研究提案提出後でも「引戻し」が可能です。
募集締切前日までは、提案者自身で研究提案を引き戻し、再編集する事が可能です。詳細は「4.5 提案書の提出」の「■提出した応募情報の修正「引戻し」について」または e-Rad ポータルサイト掲載の「研究者向けマニュアル」をご参照ください。
募集締切当日は「引戻し」を行わないでください。募集締切当日は、e-Rad システムが混雑し、引き戻し後の再編集に著しく時間を要する恐れがあります。

¹⁴各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス(応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等)をオンライン化する府省横断的なシステムです。「e-Rad」とは、Research and Development(科学技術のための研究開発)の頭文字に、Electric(電子)の頭文字を冠したものです。

2. e-Rad による応募方法の流れ

- (1) 研究（実装）機関、研究者（実装責任者）情報の登録
ログイン ID、パスワードをお持ちでない方は、実装機関の事務担当者による登録が必要です。※[詳細は 4.1](#)
↓
- (2) 募集要項及び提案書の様式の取得
e-Rad ポータルサイトで公開中の公募一覧を確認し、募集要項と提案書様式をダウンロードします。領域等により提案書様式が異なりますのでご注意ください。※[詳細は 4.2](#)
↓
- (3) 提案書の作成（5MB 以内）※[詳細は 4.3](#)
↓
- (4) e-Rad への応募情報入力
e-Rad に応募情報を入力します。作業時間は 60 分程度です。※[詳細は 4.4](#)
↓
- (5) 研究開発提案の提出
提案書をアップロードし、提出します。※[詳細は 4.5](#)

3. 利用可能時間帯、問い合わせ先

3.1 e-Rad の操作方法

操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>) から参照またはダウンロードすることができます。利用規約等に同意の上、応募してください。

※ 推奨動作環境 (<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/requirement/index.html>) を、あらかじめご確認ください。

3.2 問い合わせ先

制度・事業そのものに関する問い合わせは JST において受け付けます。e-Rad の操作方法に関する問い合わせは e-Rad ヘルプデスクにおいて受け付けます。

本章及び e-Rad ポータルサイトをよく確認の上、お問い合わせください。なお、審査状況、採否に関する問い合わせは一切回答できません。

制度・事業や提出書類の作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	JST 社会技術研究開発センター 企画運営室 (募集担当)	<原則として電子メールでお願いします> E-mail : boshu@jst.go.jp [募集専用] 電話番号 : 03-5214-0133 [募集専用] 受付時間 : 10 : 00 ~ 12 : 00 ・ 13 : 00 ~ 17 : 00 ※土曜日、日曜日、祝祭日を除く
e-Rad の操作に関する問い合わせ	e-Rad ヘルプデスク	電話番号 : 0570-066-877 (ナビダイヤル) 受付時間 : 9:00 ~ 18:00 ※土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く [直通はナビダイヤルをご利用になれない場合に限る] 03-6631-9595 (直通)

○ 本事業の提案募集ホームページ

(http://ristex.jst.go.jp/proposal/current/proposal_2017.html)

○ e-Rad ポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>)

3.3 e-Rad の利用可能時間帯

平日、休日ともに 0:00 ~ 24:00

※ 上記サービス時間帯であっても、保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

4. 具体的な操作方法と注意事項

4.1 実装機関（研究機関）、実装担当者（研究者）の登録

e-Rad の使用にあたっては、応募時まで e-Rad に実装機関（研究機関）および研究者が登録されていることが必要となります。なお、一度登録が完了すれば他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再登録の必要はありませんし、また既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

○実装機関（研究機関）の登録

研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表を決めていただき、事務代表者は e-Rad ポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を行ってください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、**2 週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。**

○実装担当者（研究者）の登録

研究機関は、「戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）」の研究代表者（実装責任者）として本領域等に応募する提案者の研究者情報を登録して、ログイン ID、パスワードを取得することが必要となります。

また研究代表者（実装責任者）以外の主たる実施者は、応募の際には登録は不要ですが、採択時までには取得していただく必要があります。

詳細は、e-Rad ポータルサイト掲載の「システム利用に当たっての事前準備」、「よくある質問と答え」等を参照してください。

4.2 募集要項及び提案書の様式の取得

(1) ポータルサイトの「e-Rad へのログイン」をクリック。

(2) 提案者のログイン ID、パスワードでログイン。

※以降、ログインした実装担当者の情報が研究代表者（実装責任者）の欄に自動的に表示されます。



- ・初回ログイン時、初回設定が求められます。
- ・普段使用する PC 以外からログインすると、追加認証画面へ移動します。その際に設定した質問の回答を求められることがあります。

考) 初回ログイン画面

- (3) 左メニューの①「応募/採択課題情報管理」をクリックした後、表示される②「公開中の公募一覧」をクリック。

- (4) 公募名「研究開発成果実装支援プログラム (H29)」の「詳細をクリック」。

【検索条件】で、簡易検索が可能です（“社会技術”、領域名やプログラム名等で検索してください）。

公募年度	配分機関	公募名	応募単位	機関承継の有無	公募内容	公募対象	直接経費上限値(千円)	締切日時	機関内締切日時	研究機関独自情報照会	詳細	応募能力
2015	独立行政法人科学技術振興機構	研究開発成果実装支援プログラム(H29)	研究者	無	委託研究	企業(団体等を含む)・大学等・研究者・研究チーム 技術移転機関 地方公共団体 NPO等 非営利団体 個人 その他	(設定なし)	2015/06/29 12時00分	-		👍	👍

- (5) 配分機関名「国立研究開発法人科学技術振興機構」、公募名「研究開発成果実装支援プログラム（H29）」を確認の上、以下のとおりダウンロード。

提案書様式：

「申請様式ファイル」の「Word（Win）」をクリック。

※必ず応募する研究開発領域、年度の様式を使用してください。

募集要項：

「応募要領ファイル」の「ダウンロード」をクリック。



4.3 提案書の作成

- ・提案書の作成に際しては、本募集要項をよくご確認ください。
- ・提案書は、e-Radへアップロードする前にPDF形式への変換が必要です。PDF変換はe-Radログイン後のメニューからも、行うことができます。



作成にあたっての注意点

- ・PDFに変換した提案書の容量は、【5MB以内】としてください。
- ・PDF変換前に、修正履歴を削除してください。
- ・提案書PDFには、パスワードを設定しないでください。
- ・PDF変換されたファイルにページ数が振られているか確認ください。
- ・変換後のPDFファイルは、必ず確認してください。次のような可能性があります。
 ※外字や特殊文字等を使用すると、ページ単位、ファイル単位で文字化けする恐れがあります（利用可能な文字に関しては「研究者向け操作マニュアル」（e-Radポータルサイトからダウンロード）を参照）。

4.4 e-Rad への必要項目入力

ログイン方法、公募の検索方法は、4.2 をご覧ください。

(1) 公募の検索

公募名「研究開発成果実装支援プログラム（H29）」の「応募情報入力」をクリック。

公募中公募一覧

この画面では、現在公開中の公募情報を閲覧することができます。
 ・「応募単位」が「研究者」となっている公募は、研究者から申請を行います。「研究機関」となっている公募は研究機関の事務担当者から申請を行います（研究者が直接応募することできません）。
 ・「機関承認の有無」が「有」の場合、提出を行うためには研究機関の事務担当者による承認が必要です。「無」の場合は研究機関の事務担当者を経由せず、配分機関へ直接提出が行われます。
 ・「機関内締切日時」は、あなたの所属する研究機関が設定している締切日です。設定された日時までに提出を行ってください（設定されていない場合は空欄となっています）。

【検索条件】

社会技術 で すべて を 検索 さらに詳しい条件を指定する

「社会技術」ですべてを検索

公募年度	配分機関	公募名	応募単位	機関承認の有無	公募内容	公募対象	直接経費上限値(千円)	締切日時	機関内締切日時	研究機関独自見積照会	詳細	応募情報入力
2016	独立行政法人科学技術振興機構	研究開発成果実装支援プログラム(H29)	研究者	無	委託研究	企業(団体等を含む) 大学等 研究者・研究チーム 技術移転機関 地方公共団体 NPO等非営利団体 個人 その他	(該当なし)	2015/06/29 12時00分	-			

(2) 応募条件

注意事項をよくご確認の上、画面左上の「承諾」をクリック。

応募条件

承諾

この公募への応募にあたっては、以下3点の注意事項があります。十分に記載内容を確認した上で「承諾」ボタンをクリックしてください。

- 1. 対象の公募の「応募単位」の確認**
 公募情報には「応募単位」という区分があり、「研究者単位」と「研究機関単位」の2つのパターンがあります。このうち、**研究者の方が直接応募を行うことができるのは「研究者単位」の公募のみです。** もう一つの「研究機関単位」の公募は研究機関の事務担当者が主として応募を行う公募であり、研究者自身から**応募を行うことはできません。**
 「研究機関単位」の公募への応募を希望する場合には、所属している研究機関の事務担当者もしくは事務分担者へお問い合わせください。対象の公募がどちらのパターンであるかについては、「公開中公募一覧」画面(この画面の前の画面)の「応募単位」列で確認可能です。
- 2. ご自身のPC等の利用環境の確認**
 お手元の環境(パソコンのOS、ブラウザ等)が推奨環境であることを確認の上、申請を行ってください。推奨環境以外で御利用の場合、予期せぬ不具合が生じる場合があります。
 e-Radにおいて指定している推奨環境についてはこちらを御確認ください。
<http://www.e-rad.go.jp/requirement.html>
- 3. 配分機関からの注意事項の確認**
 この公募に関して、配分機関からの注意事項がある場合に以下にその内容が表示されます。内容を十分に御確認いただき、了承した上で「承諾」ボタンをクリックしてください。

募集要項をよく御確認ください。

- 「応募情報登録【共通項目】」の画面において、研究目的欄及び研究概要欄を一文で簡潔に入力してください。絶対に改行を行わないでください。
- 研究提案書(様式)の記載にあたっては、記入要領を十分にご確認ください。
- 研究提案書の「ファイルサイズ」は、必ず 5MB 以内に入力してください。

応募者の要件については、募集要項をご確認ください。
 研究提案書の記載、eRadへの登録にあたっては、募集要項をよくご確認ください。

応募情報の一時保存・入力再開について

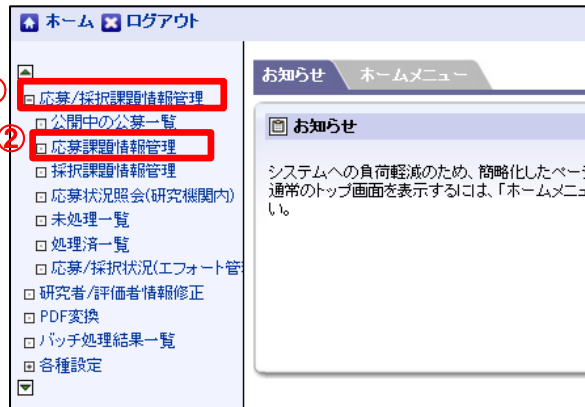
1) 一時保存

応募情報の入力中に一時保存したい場合は、画面左上の「一時保存」をクリック。



2) 再開

左メニューの①「応募/採択課題情報管理」をクリックした後、表示される②「応募課題情報管理」をクリック。



【検索条件】に、“社会技術”や領域名等で検索

「編集」をクリックすると応募情報登録（修正）画面が表示されます。

公募年度	配分機関名	公募名	課題ID	応募番号	研究機関名	応募単位	役割	発注内締切日	締切日	応募状況					
										状態(メイン)	状態(サブ)	状態(申請進行)	更新日	処理	
										ステータス履歴	編集	閲覧	削除	取次	
2015年度	JST	H27 社会技術(総括名)「xxと△△」領域	15001321	15001321	独立行政法人科学技術振興機構 基礎研 市ヶ谷	研究者	代表	-	2015/05/12	2015/02/27	応募中 申請中 申請者処理中				

(3) 応募情報の入力

応募を行うにあたり必要となる各種情報の入力を行います。

この画面はタブ構成になっており、下記①～⑧のタブをクリックすることで、タブ間を移動します。

- ・「研究開発課題名」に、提案書の「実装活動プロジェクト名」を入力してください。

The screenshot shows the '応募情報登録' (Application Registration) screen. The '課題ID / 研究開発課題名(必須)' field is highlighted with a red box. Below the form, a red box labeled '①～⑧のタブ' points to the navigation tabs: '代表者情報確認', '共通項目', '個別項目', '応募時予算額', and '研究組織情報'.

①「代表者情報確認」タブ

- ・代表者（実装責任者）の情報を確認してください（e-Rad 登録情報から自動入力）。
- ・複数の研究（実装）機関に所属している場合、本タブでどの研究（実装）機関から提出するか選択します。

The screenshot shows the '代表者情報確認' (Representative Information Confirmation) tab selected and highlighted with a red box. The '研究機関名(必須)' dropdown menu is also highlighted with a red box, showing '国立研究開発法人科学技術振興機構'.

代表者（実装責任者）の情報は、e-Rad メニュー「研究者/評価者情報修正」から修正可能です。詳細は、研究者向け操作マニュアルを参照してください。

② 「共通項目」 タブ

応募情報登録

一時保存 確認 以前の課題をコピーする 入力チェック 提案書プレビュー 戻る

公募年度 / 公募名 2015年度 / 研究開発成果実装支援プログラム(H27)

課題ID / 研究開発課題名(必須) /

代表者情報確認 **共通項目** 個別項目 応募時予宜類 研究組織情報

応募・受入状況 添付ファイルの指定 研究組織内連絡欄

研究期間 ※西暦(必須) (開始) 2015 年度 から (終了) 年度 [最短研究期間: 1年 最長研究期間: 4年]

研究分野(主)

細目名(必須) ※「細目名」を変更した場合、登録していた「キーワード」はすべてクリアされます。 検索 クリア

キーワード1(必須) 未選択

キーワード2 未選択

キーワード3 未選択

キーワード4 未選択

キーワード5 未選択

その他キーワード1

その他キーワード2

研究分野(副)

細目名(必須) ※「細目名」を変更した場合、登録していた「キーワード」はすべてクリアされます。 検索 クリア

キーワード1(必須) 未選択

キーワード2 未選択

キーワード3 未選択

キーワード4 未選択

キーワード5 未選択

その他キーワード1

その他キーワード2

研究目的(必須) あと1000文字

※1000文字以内(改行、スペース含む)で入力してください。なお、改行は1文字分でカウントされます。

入力文字チェック

研究概要(必須) あと1000文字

※1000文字以内(改行、スペース含む)で入力してください。なお、改行は1文字分でカウントされます。

入力文字チェック

研究期間（開始）：2017（年度）

研究期間（終了）：（最大）2020（年度）

研究分野（主・副）／細目名：「検索」をクリックし、別画面の細目検索から応募する提案に該当する研究分野/細目名を一覧から選択。

研究分野（主・副）／キーワード：細目名の選択後、リストから選択。

研究目的、研究概要は、一文で簡潔に記載してください（1,000文字以内とはe-Radの枠に対する仕様です）。

③ 「個別項目」 タブ

代表者情報確認 応募・受入 状況	共通項目 添付ファイルの指定	個別項目	応募時予算額	研究組織情報
実装責任者(研究代表者)所属区分(必須)	○国大 ○公大 ○私大 ○独法(国立研究開発法人含む) ○公益 ○企業 ○NPO ○その他			
実装責任者(研究代表者)連絡先区分(必須)	○勤務先 ○その他			
実装責任者(研究代表者)連絡先郵便番号(半角)(必須)				
実装責任者(研究代表者)連絡先住所(必須)				
実装責任者(研究代表者)連絡先 機関名・所属名・建物名(必須)				
実装責任者(研究代表者)連絡先電話番号(半角)(必須)				
実装責任者(研究代表者)E-mailアドレス(半角)(必須)				
共同実施者 氏名(必須)				
共同実施者 所属機関 部署 役職(必須)				
グループリーダー1 氏名				
グループリーダー1 所属機関 部署 役職				
グループリーダー2 氏名				
グループリーダー2 所属機関 部署 役職				
グループリーダー3 氏名				
グループリーダー3 所属機関 部署 役職				
グループリーダー4 氏名				
グループリーダー4 所属機関 部署 役職				
[確認]「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文科科学大臣決定)の内容を理解し、遵守することを誓約しますか。(必須)	<input type="radio"/> 内容を理解し、遵守することを誓約します。			
[確認]「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成26年2月18日改正)の内容を理解し、遵守することを誓約しますか。(必須)	<input type="radio"/> 内容を理解し、遵守することを誓約します。			
[確認] 本研究提案が採択された場合、研究代表者及び研究開発実施者は、研究活動の不正行為(捏造、改ざん、及び盗用)並びに研究費の不正使用を行わないことを誓約しますか。(必須)	<input type="radio"/> 不正行為並びに不正使用を行わないことを誓約します。			
[確認] 本研究提案書に記載している過去の研究成果において、研究活動の不正行為は行われていないことを誓約しますか。(必須)	<input type="radio"/> 不正行為が行われていないことを誓約します。			
[確認] 研究倫理に関する教育プログラムの修了状況について回答してください。(CITI=CITI Japan e-ラーニングプログラム)(必須)	<input type="radio"/> 所属機関のプログラム(CITI含む)を修了している <input type="radio"/> JST事業等でCITIを修了している <input type="radio"/> CITIダイジェスト版を修了している(修了証番号を入力)			
[確認] CITIダイジェスト版を修了している場合、修了証番号を入力してください。				

各項目について記載してください。なお、入力項目名にカーソルを乗せると入力ヘルプが表示されます。

- ・「実装責任者連絡先 機関名・所属名・建物名等」には、郵便物を受け取るために必要な住所以外の情報を全て記載してください。該当する情報が無い場合、「無し」と記載してください。
- ・共同実施者の氏名、所属機関名等を記載してください。実装責任者が共同実施者を兼務する場合は、実装責任者と同一の内容を記載してください。
- ・グループがある場合、各グループリーダー（主たる実施者）の氏名、所属機関名等を記載してください。
- ・[確認] と記載された項目に関しては内容をよく確認の上、チェックボタンをクリックしてください。
- ・研究倫理教育に関するプログラムについては「VI.1.研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」（27～28 ページ）を参照してください。
- ・CITI ダイジェスト版を修了している場合は、必ず修了証番号を入力してください。

④ 「応募時予算額」 タブ

応募情報登録

一時保存 確認 以前の課題をコピーする

入力チェック 提案書プレビュー 戻る

公募年度 / 公募名 2015年度 / 研究開発成果実装支援プログラム(H27)

課題ID / 研究開発課題名(必須) /

代表者情報確認	共通項目	個別項目	応募時予算額	研究組織情報
応募-受入状況	添付ファイルの指定	研究組織内連絡欄		

このタブでは、この応募課題の年度ごとの予算額の登録を行います。

(単位:千円)

直接経費	上限	(設定なし)
	下限	(設定なし)
間接経費	上限	0(直接経費の30%)
	下限	-

※ 間接経費は、直接経費の一定パーセントを上限として登録できます。

(単位:千円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	合計
直接経費 (必須)					0
小計	0	0	0	0	0
間接経費 (必須)					0
合計	0	0	0	0	0

応募時予算額を記載してください。直接経費、間接経費とも 2017 年度から終了年度 (最大で 2020 年度) に予定する額を記載してください。間接経費は直接経費の 30%以内です。

⑤ 「研究組織情報」 タブ

応募情報登録

一時保存 確認 以前の課題をコピーする

入力チェック 提案書プレビュー 戻る

代表者情報確認	共通項目	個別項目	応募時予算額	研究組織情報
応募-受入状況	添付ファイルの指定	研究組織内連絡欄		

研究組織メンバーへの公開(必須) 公開しない 公開する

※ 「公開する」を選択して一時保存を行うと、設定された閲覧・編集権限に従って以下の研究組織のメンバーが本申請の内容を閲覧・編集できるようになります。一度公開すると「公開しない」状態へ戻すことはできませんが、個別の編集・閲覧権限の変更は可能です。

(単位:千円)

応募時予算額	初年度予算額	このタブでの入力額	差額(未入力額)
直接経費	0	0	0
間接経費	0	0	0

※ 「差額(未入力額)」とは、以下の計算式から算出されます。提出時には「0」となっている必要があります。
差額(未入力額) = 初年度予算額 - このタブでの入力額

上へ移動 下へ移動 削除

選択	研究者検索	最新情報への更新	役割	研究者番号	氏名(漢字)	氏名(カナ)	研究機関	機関(必須)	部署	職階	後職	専門分野(必須)	学位	後割分担(必須)	直接経費(千円)(必須)	間接経費(千円)(必須)	エフォート(%) (必須)	閲覧・編集権限
			研究者	XXXXXXXX	○○○○○部	○○○○○部	○○機関						○○学位					
				(注)○○(名)○○	○○○○部	○○○○部												
				(注)△△△△(名)	○○クラス	○○クラス												
				△△△△	○○長	○○長												

追加

上へ移動 下へ移動 削除

実装責任者のみ記載してください。主たる実施者がいる場合でも記載は不要(欄の追加はしないでください)、予算額は実装責任者に全て計上してください。直接経費、間接経費とも初年度(2017年度)の額(タブ④の2017年度と同じ額)を記入してください。

- ⑥「応募・受入れ状況」タブ
作業不要です。

- ⑦「添付ファイルの指定」タブ

応募情報登録

一時保存 確認 以前の課題をコピーする

入力チェック 提案書レビュー 戻る

公募年度 / 公募名 2015年度 / 研究開発成果実装支援プログラム(H27)

課題ID / 研究開発課題名(必須) /

代表者情報確認	共通項目	個別項目	応募時予算額	研究組織情報
応募・受入状況	添付ファイルの指定	研究組織内連絡欄		

このタブでは、応募を行うにあたって提出が必要なファイルのアップロードを行います
・「参考資料」として提出されるファイルは、そのままのファイル形式で提出が行われます(他のファイルと結合されてPDF変換されることはありません)。

名称	形式※1	サイズ※2	ファイル名	処理
応募情報ファイル(必須)	[pdf]	5MB	参照... ファイルが選択されていません。	クリア 削除

※1 表示されている形式のファイルのみアップロードすることができます。
※2 表示されているサイズまでのファイルをアップロードすることができます。

アップロード

「参照」をクリックし、提案書 PDF を選択し、「アップロード」をクリック。

- ⑧「研究組織内連絡欄」タブ
作業不要です。

4.5 研究提案の提出

応募情報登録

一時保存 **確認** 以前の課題をコピーする

入力チェック 提案書プレビュー 戻る

公募年度 / 公募名 2015年度 / 研究開発成果実装支援プログラム(H27)

課題ID / 研究開発課題名(必須) /

代表者情報確認	共通項目	個別項目	応募時予算額	研究組織情報
応募-受入状況	添付ファイルの指定	研究組織内連絡欄		

このタブでは、応募を行うにあたって提出が必要なファイルのアップロードを行います
 ・「参考資料」として提出されるファイルは、そのままのファイル形式で提出が行われます(他のファイルと結合されてPDF変換されることはありません)。

名称	形式※1	サイズ※2	ファイル名	処理
応募情報ファイル(必須)	[pdf]	5MB	参照... H27プロジェクト提案書.pdf	クリア 削除

全ての情報の入力、提案書のアップロードが完了しましたら、画面左上の「確認」をクリックしてください。

e-Rad の入力規則に合致しない箇所がある場合、画面上部にエラーメッセージが表示されるとともに、問題箇所を含むタブが赤字表示、問題箇所のセルが黄色表示されます。メッセージに従って修正してください。

応募情報確認

実行 提案書プレビュー 戻る

以下の内容で設定します。よろしければ画面上「実行」をクリックしてください。

【各項目へのリンク】
 代表者情報 共通項目 個別項目 応募時予算額 研究組織情報 応募-受入状況 業績情報 略歴情報 研究組織内連絡欄

公募年度 / 公募名 2015年度 /

課題ID / 研究開発課題名 /

【代表者情報】 [ページトップに戻る](#)

研究者番号	
研究機関名	
部署	
職階	
職名	
研究者氏名	漢字 フリガナ
性別	
生年月日	19 年 月 日
メールアドレス	

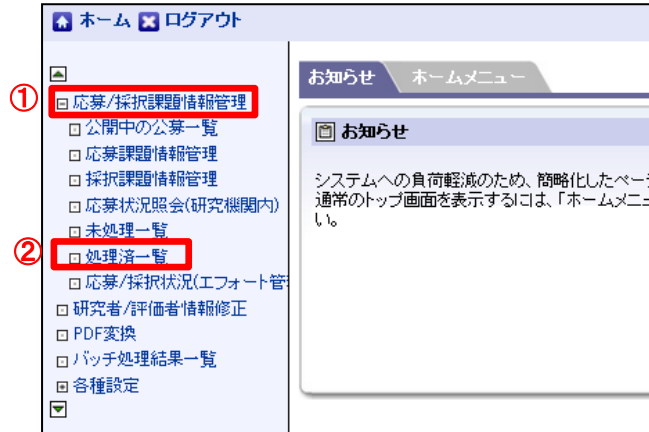
入力情報を確認し、画面左上「実行」をクリック(実行が完了するまでに時間がかかる場合があります)。提出が完了すると、「応募情報を確定しました」というメッセージが表示されます。これで提案書は JST へ提出されたことになります。

■ 提出した応募情報の修正「引戻し」について

募集締切前日までは、研究提案を引き戻して修正することができます。

※ 募集締切当日は「引戻し」を行わないようにしてください

1) 左メニューの①「応募/採択課題情報管理」をクリックした後、表示される②「処理済み一覧」をクリック。



2) 「引戻」をクリック。

引戻	応募番号	公募年度	公募名	申請日	申請者	課題名	研究機関名	申請区分	詳細	履歴
<input checked="" type="checkbox"/>	9001321	2015	基礎研 市ヶ谷	2015/02/27	基礎研 市ヶ谷	2015年度募集要項	独立行政法人科学技術振興機構	応募		

3) 引戻し画面が表示されたら、「引戻し」をクリック。

引戻し先(必須)	選択	処理日時	ノード名	処理	処理者	代理先	担当組織
<input checked="" type="radio"/>	2015/02/27 14:33	研究者	再申請	基礎研 市ヶ谷	研究部		

引戻しが完了すると、提案は「一時保存」の状態になります。一時保存からの再入力については、「4.4 e-Rad への必要項目入力」の「応募情報の一時保存・入力の再開」参照。

■ 応募情報状況の確認

メニュー①「応募/採択課題情報管理」をクリックして後、表示される②「応募課題情報管理」をクリック。正常に提出されていれば、状態が「配分機関処理中」と表示されます（e-Rad の処理によるタイム・ラグが生じる場合があります）。

募集締切日時までに「配分機関処理中」にならない研究提案は無効です。正しく操作しているにも関わらず、募集締切日時までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、巻末記載のお問い合わせ先までご連絡ください。



■ 研究提案のJSTによる受理

募集締切後、研究提案をJSTが受理すると、応募課題情報の状況が「応募済」、「受理済」に変わります。「応募済」、「受理済」になるまで応募後数日の時間を要する場合があります。



Ⅸ. 提案書の記載要領

次ページ以降を参考にして提案書の作成をお願いします。予算規模や実装支援期間等については 13～14 ページをご参照ください。

※ 様式 1～5 について、もれなく記載してください。記載不備の場合は、審査対象とならない可能性があります。

※ 文字のサイズやレイアウト等については、評価者の読みやすいものとなるようご配慮ください。

H29_様式1 提案

(2~3枚以内に分かりやすく書いてください。)

プロジェクト名		実装活動プロジェクト名 (e-Radに入力した研究開発課題名) を記入(30字程度)						
実装責任者		氏名(フリガナ):	所属機関/組織名:		役職:	緊急連絡先:(携帯等)		
共同実施者		氏名(フリガナ):	所属機関/組織名:		役職:	緊急連絡先:(携帯等)		
実装活動	社会の問題・目的	(1) 解決しようとする社会問題の概略 (2) 実装活動によって実現すべき社会の在り方 (3) 基となる研究開発成果の社会実装を希望する理由(主に『社会の問題に取り組む当事者の代表』が記載) 各項目について200字程度にまとめてください。						
		(2) キーワード(自由記入)						
	方法	期間中	(1) 目標とその達成方法の概要(基になる研究開発成果は様式2.1参照) ・実装支援を受ける期間中の目標を記載してください。 ・目標の達成方法について、具体的な実施項目と実施項目毎の期間・対象(人・組織・地域等)を箇条書きで示してください。 ・競合する研究開発の有無、競合がある場合はそれらと比較した本提案の基となる研究開発成果の差異を説明してください。 ・全体で200字程度にまとめてください。					
		資金	初年度	(千円)	期間中	(千円)	実装期間	(月)
			(2) 実装費の主な使途と金額(千円) 主な業務項目別に概算金額を書いてください。					
	効果	(1) 実装活動の対象・受益者 社会問題の解決によってどのような便益が誰にもたらされるか、便益を享受する人々が社会問題解決のためどのような協力をするかを100字程度にまとめてください。						
(2) プロジェクト終了後の継続性 プロジェクト終了後に『社会の問題に取り組む当事者の代表』がどのように実装活動を継続するのかを簡潔に記載してください。								
(3) 研究開発成果実装支援プログラムが果たす役割 本プログラムの支援がない場合の問題について簡潔に書いてください。								
協力組織	・ ・ プロジェクトに協力する関係者の組織を記載してください。							

H29_様式 2.1 実装活動の基となる研究開発成果（1）

（1枚以内にまとめてください。研究開発が終了段階に達していることが応募要件となっており、
 ですので簡潔かつわかりやすく記載してください。）

研究開発 の課題名			
研究 代表者		研究者 番号	
所属 役職		研究 分野	・自由記入
提供を受けた 公的資金名			
報告書、 URL など	<ul style="list-style-type: none"> ・ URL が無い場合は、掲載された雑誌、特許、本などを明記してください。 ・ 別途、送付コピーをお願いする場合があります。 		
知的所有権 の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願番号などを記入してください。 		
使用 許諾権	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究開発成果や特許権者から、実装活動に関する使用許諾を得ているか、まだ得ていない場合はその見込みや進捗状況を記載してください。 		
参考 文献			
実装責任者 (共同実施者) との関係			
研究 開 発 成 果 の 概 要 (1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究成果の概要について記述してください。 ・ 様式 2.2 と併せて記入してください。 <p><ポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門家以外にも分かるように平易な文章で記述してください。 ・ 必要に応じて、図表を用いても構いません。 ・ プロトタイプの試作やフィールドテストの経験があれば記載してください。 (図 2 「実装支援の対象」(12 ページ) 参照) 		

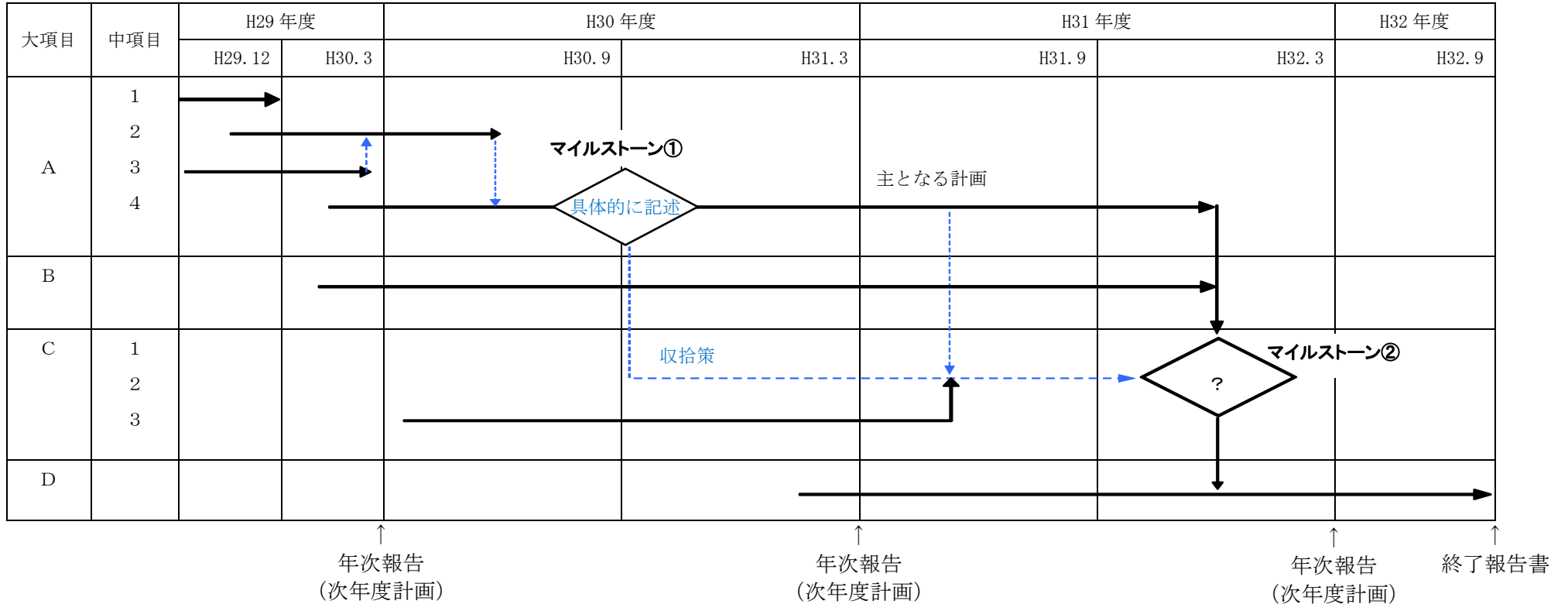
H29_様式 2.2 実装活動の基となる研究開発成果（2）

（1枚以内にまとめてください）

<p>研 究 開 発 成 果 の 概 要 （ 2 ）</p>	<p>・様式 2.1 研究開発成果の概要（1）に続けてこの範囲で記入してください。</p>
--	---

H29_様式 3.1 実装活動の計画 (I)
 (1枚以内にまとめて書いてください。)

1. 計画表



背景と実装支援を受ける期間中の目標も踏まえて、上記の計画表（概要）を作成してください。大項目は、「様式1 提案」の「期間中の目標と達成」に記載した実施項目と同じにしてください。

<ポイント>

- PDCA を考慮して、主となる計画を記述してください。
- 四半期、上下期、年度などの区切りよりも、活動の進捗を考慮してスケジュールを作成してください。
- 必ず、具体的なマイルストーン（時期、定量的な評価項目）を記入してください。
- 達成できなかった場合のリスクヘッジである收拾策を記述してください。

H29_様式 3.2 実装活動の計画（Ⅱ）

（2枚以内にまとめて書いてください。）

2. 計画表の説明

- ・ 様式 3.1 の計画表で示した実施項目（大項目および中項目）について、資金計画との整合性を読み取れるように、実施内容を具体的に記載してください。
- ・ 各実施項目について、実装活動に取り組む主体（「実装責任者」、「共同実施者」、「実装責任者及び共同実施者」、「その他（氏名）」、など）を記載してください。
- ・ マイルストーンについても、時期を明記し、できるだけ定量的に説明してください。
- ・ PDCA や、主となる計画とリスクヘッジである収拾策を記述してください。

3. プロジェクト終了後の自立的継続のための計画

- ・ 主に『社会の問題に取り組む当事者の代表』が記載
- ・ プロジェクトの終了後の実装活動計画について説明してください。
- ・ プロジェクトが終了してから約3年後の姿がわかるように記載してください。
- ・ 実装責任者が共同実施者を兼務する場合は、実装活動の担い手となる機関のプロジェクト終了後の実装計画を、運営方法、マイルストーン等も含めて具体的に説明してください（必須）。

H29_様式 3.3 実装活動の計画 (Ⅲ)

(1 枚以内にまとめて書いてください。)

1. 資金計画

単位：千円

		1 年度 (H29.10～ H30.3)	2 年度 (H30.4～ H31.3)	3 年度 (H31.4～ H32.3)	最終年度 (H32.4～ H32.9)	合計
実装費 (直接経費)	物品費					
	旅費					
	人件費・謝金					
	その他					
合計						

主要費用項目の説明：

- ・ 主要費用項目の用途目的を説明してください。特に全経費に占める割合の大きいものは実装活動上の必要性がわかるように記載してください。
- ・ H29 年度と最終年度は、その実装支援期間に応じて実装費を配分してください。
- ・ 間接経費は、原則として直接経費の 30% を上限として措置されます。本表に記載不要です。
- ・ 詳細は、「V. 7. 実装費」(24～25 ページ) をご参照ください。

2. 実装費 (直接経費) の内訳 (H29 年度)

	費目	品名	積算根拠 (単価・個数等)	概算額 (千円)
直接 経 費	物品費	ソフトウェア	@16,000×1コ	16
	旅費	国内出張	@20,000×10回	200
	人件費・謝金	技術補助	@1,000円/時間×6時間/日×20日/月×5月	600
	その他			

H29 年度 (6 ヶ月分) の主な用途について、内訳を記入してください。

3. 特記事項

- ・ その他、費用面で特記すべき項目を記入してください。

H29_様式 4.1 実装活動の組織体制 (I)

(2枚以内にまとめて書いてください。)

1. 実装責任者、共同実施者

(1) 実装責任者

実装責任者	(一つを選択) <input type="checkbox"/> 自らの研究開発成果の実証を行う者の代表 <input type="checkbox"/> 社会の問題に取り組んでいる当事者の代表	
	氏名(フリガナ):	生年月日(西暦):
	所属機関/組織名:	
	部署:	役職:
	〒 住所:	
	連絡先(TEL、FAX、E-mail)	
	緊急連絡先(携帯電話など):	

実装責任者の略歴:

- ・実装活動を推進する上で必要十分な経験を有するかの判断材料とします。

(2) 共同実施者

共同実施者	(一つを選択) <input type="checkbox"/> 自らの研究開発成果の実証を行う者の代表 <input type="checkbox"/> 社会の問題に取り組んでいる当事者の代表	
	氏名(フリガナ):	生年月日(西暦):
	所属機関/組織名:	
	部署:	役職:
	〒 住所:	
	連絡先(TEL、FAX、E-mail)	
	緊急連絡先(携帯電話など):	

共同実施者の略歴:

- ・実装活動を推進する上で必要十分な経験を有するかの判断材料とします。

(3) 実装責任者と共同実施者のこれまでの関係

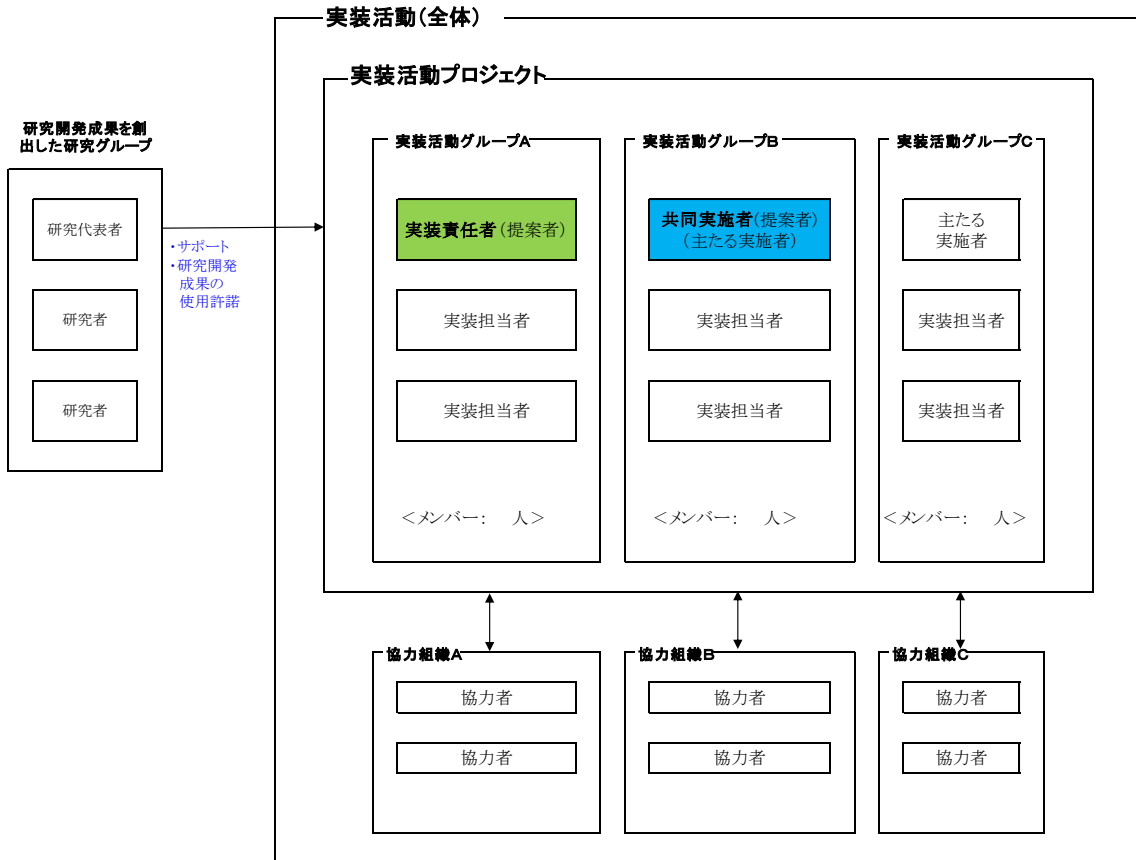
- ・実装責任者と共同実施者がこれまで共同で活動した実績などを記載してください。

H29_様式 4.2 実装活動の組織体制 (II)

(1枚以内にまとめて書いてください。)

2. 実装組織図

実装責任者と共同実施者が別の実装活動グループの例



- ・ 上図を参照に実装組織図を作成してください
- ・ 実装責任者が共同実施者を兼務する場合は、上表の実装活動グループBは削除してください。兼務する場合は4ページ、48ページを参照ください。
- ・ 実装活動の基となる研究開発成果を創出した者が誰か分かるように、研究グループに記入してください。「研究者」＝「実装担当者」の場合は、研究グループの項目にも同一の氏名を記入してください。
- ・ 「V. 社会技術研究開発における実装活動の推進方法」(19～26ページ)、「VII. 提案公募Q&A」(48～49ページ、51ページ)も参照ください。

3. 実装組織の位置づけ

- ・ 実装活動に関わる全体の組織の中での各グループ、組織の位置づけを説明してください。
- ・ 海外の機関に所属する方が、海外の機関を拠点に主たる実施者としてプロジェクトに参加される場合、その理由を記載してください(「V. 8. 海外の機関に所属する方が主たる実施者として参加する場合」(25～26ページ)、49ページ参照)。

H29_様式5 他制度での助成等の有無

(1枚以内にまとめて書いてください。)

実装責任者（提案者）名：

制度名	課題名(プロジェクト名)	期間	①研究費 ②研究費 ③研究費 ④研究費	(期間全体) (H29年度) (H30年度) (H31年度)	役割 (代表/分担)	エフォート (%)
研究開発成果実装 支援プログラム	(本提案)	H29 ～ H32	① ② ③ ④	28,000千円 4,500千円 10,000千円 8,000千円	実装責任者	30
科学研究費補助金 基盤研究(B)	○○○○○○○○○○○○ ○○	H29 ～ H31	① ② ③ ④	6,000千円 2,000千円 2,000千円 2,000千円	代表	10
(申請中)○○財団 助成金事業	○○○○○○○○○○○○ ○○	H29	① ② ③ ④	1,000千円 1,000千円 0千円 0千円	分担	5

共同実施者（提案者）名：

制度名	課題名(プロジェクト名)	期間	①研究費 ②研究費 ③研究費 ④研究費	(期間全体) (H29年度) (H30年度) (H31年度)	役割 (代表/分担)	エフォート (%)
研究開発成果実装 支援プログラム	(本提案)	H29 ～ H32	① ② ③ ④	28,000千円 4,500千円 10,000千円 8,000千円	共同実施者	30
科学研究費補助金 基盤研究(B)	○○○○○○○○○○○○ ○○	H29 ～ H31	① ② ③ ④	6,000千円 2,000千円 2,000千円 2,000千円	代表	20
(申請中)○○財団 助成金事業	○○○○○○○○○○○○ ○○	H29	① ② ③ ④	1,000千円 1,000千円 0千円 0千円	分担	10

<各助成金の背景説明>

- ・ 実装責任者と共同実施者の分のみ記述してください（兼務する場合は片方のみ）。
- ・ 採択中、あるいは申請中の他制度の助成と本プログラムとの関係、配分などを説明してください。
- ・ 本プログラムと関係があれば、中断された助成も含めて記入してください。
- ・ プログラム名、制度名、代表／分担などの役割を記入してください。
- ・ メンバーが重複する場合には、その旨も記入してください。

【お問い合わせ先】

お問い合わせは、原則として電子メールでお願いします。

また、RISTEX 提案募集ホームページ

http://ristex.jst.go.jp/proposal/current/proposal_2017.html

に最新の情報を掲載しますので、あわせてご参照ください。

国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）

社会技術研究開発センター（RISTEX） 企画運営室 募集担当

〒102-8666

東京都千代田区四番町5-3 サイエンスプラザ

E-mail : boshu@jst.go.jp

Tel : 03-5214-0133 Fax : 03-5214-0140

（電話受付：10:00～12:00・13:00～17:00／土日祝除く）